

本庄市共和公民館跡地施設 基本計画



令和8年3月
本庄市

目次

| | | |
|--------|-------------------------|----|
| 1. | 「本庄市共和公民館跡地施設基本計画」の位置づけ | 1 |
| 1.1. | 「本庄市共和公民館跡地施設基本計画」策定の背景 | 1 |
| 1.2. | 上位計画における位置づけ | 2 |
| 2. | 複合施設の整備に係る前提条件整理 | 3 |
| 2.1. | 整備予定地の基礎情報の整理 | 3 |
| 2.2. | 既存施設の現状整理 | 10 |
| 2.3. | 近隣施設等の整理 | 14 |
| 2.3.1. | プール機能 | 14 |
| 2.3.2. | 生涯学習機能・高齢者福祉機能（公共施設） | 15 |
| 3. | 施設整備の課題整理 | 16 |
| 3.1. | 課題の整理 | 16 |
| 4. | 施設整備のコンセプト及び基本方針 | 18 |
| 5. | 施設機能及び施設配置等の検討 | 20 |
| 5.1. | 施設機能及び規模 | 20 |
| 5.1.1. | プール拠点の機能・規模の設定 | 20 |
| 5.1.2. | 複合施設全体の機能・規模の設定 | 27 |
| 5.1.3. | 駐車場の規模の整理 | 34 |
| 5.1.4. | 想定利用者数（シルバー人材センターを除く） | 35 |
| 5.2. | 施設計画の検討 | 37 |
| 5.2.1. | ゾーニング上の留意点 | 37 |
| 5.2.2. | フロア構成の検討 | 39 |
| 5.3. | その他の事項 | 42 |
| 5.3.1. | 防災機能 | 42 |
| 5.3.2. | 環境配慮（ZEB化） | 44 |
| 5.3.3. | デジタル化 | 44 |
| 5.3.4. | 生活機能 | 44 |
| 6. | 事業手法 | 45 |
| 6.1. | 施設整備手法 | 45 |
| 6.2. | 維持管理・運営手法 | 46 |
| 7. | 概算事業費 | 48 |
| 7.1. | 概算事業費の算定 | 48 |
| 7.2. | 施設整備に係る財源 | 49 |
| 7.2.1. | 国による施設整備補助制度 | 49 |
| 7.2.2. | 起債 | 49 |
| 8. | 運営計画 | 50 |
| 8.1. | 開館時間・休館日の考え方 | 50 |
| 8.2. | 利用料金の考え方 | 51 |
| 9. | 事業スケジュール | 52 |
| 10. | 事業実施に向けた留意点・課題 | 53 |
| 10.1. | 設計段階における課題 | 53 |
| 10.2. | 工事段階における課題 | 53 |
| 10.3. | 維持管理・運営段階における課題 | 54 |
| 10.4. | その他の課題 | 54 |

1. 「本庄市共和公民館跡地施設基本計画」の位置づけ

1.1. 「本庄市共和公民館跡地施設基本計画」策定の背景

本庄市（以下、「本市」という。）では、旧本庄市と旧児玉町の合併により、数多くの公共施設を保有しています。これらの施設の多くは高度経済成長期から昭和 50 年代にかけて集中的に整備されたものであり、本市が保有する施設の約半数が建築後 40 年を経過しています。今後、これらの施設が一斉に大規模改修や更新（建て替え）の時期を迎えるため、将来的な財政負担の増大への対応が大きな課題となっています。

一方で、社会情勢は大きく変化しており、全国的な人口減少や少子高齢化の進行、市民の価値観やライフスタイルの多様化に対応した行政サービスが求められています。厳しい財政状況の中、市民ニーズに応えながら持続可能な行政サービスを提供していくためには、公共施設のあり方を抜本的に見直し、最適な配置を実現することが急務となっています。こうした背景を踏まえ、本市では「本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）」（令和 7 年 3 月策定）（以下、「総合管理計画」という。）を取りまとめました。

本市では、学校のプール施設の約 88%が建築後 30 年を超え、天候による水泳授業の中止や、プールの維持管理にかかる教職員の負担が問題となっています。総合管理計画では、この解決策として、「本庄市立小・中学校の教育環境の向上」の一環として、小学校プールを集約化し、天候に左右されない屋内温水プールを整備する方針が決定されました。市内各小学校からのアクセス、整備に必要な敷地面積、さらに既存の共和小学校体育館や隣接する蛭川農村公園との一体的な活用が可能であることから、「共和公民館」の敷地を集約化の適地として選定しました。

また、総合管理計画における見直し対象施設については、再配置の方針や学校の適正規模・適正配置の考え方にに基づき、複合化や統合、移転、廃止等の方針が示されています。特に、公共施設整備のコンセプトとしては、「福祉」「子育て支援」「地域コミュニティ」「生涯学習」といった市民生活に密着した機能を一つの拠点に集約しながら、防災の観点も踏まえた対策を図ることで、利便性や機能性の高い施設整備を目指すこととしています。

以上を踏まえ、学校プール拠点（以下、「プール拠点」という。）及び共和公民館が有する生涯学習機能、老人福祉センターつきみ荘や本庄市シルバー人材センター（以下、「既存施設」という。）が有する高齢者福祉機能を複合化させた複合施設（以下、「複合施設」という。）の整備に係る本庄市共和公民館跡地施設基本計画を策定することとなりました。

1.2. 上位計画における位置づけ

基本計画策定の背景で示したように、複合施設は総合管理計画に基づき整備する施設となります。また、複合施設の整備にあたっては「本庄市総合振興計画後期基本計画（令和5年3月）」や「本庄市都市計画マスタープラン 2023（令和5年3月）」に示される地域づくりの方針等の内容を踏まえる必要があります。

以下に関連する上位計画と複合施設の整備に関連する内容を示します。

表 1-1 複合施設の整備に関連する上位計画

| 計画名（策定年） | 計画年度 | 概要 |
|-----------------------------------|-----------------|--|
| 本庄市総合振興計画 後期基本計画 （令和5年3月） | 令和5年度～令和9年度 | 健康福祉分野の施策「健康づくりの推進」や「社会参加・生きがいがづくりの促進」において、市民の健康づくりの推進や高齢者の生きがい増進が示されている。 教育文化分野の施策「生涯学習の推進」や「生涯スポーツ・レクリエーションの推進」において、公民館の適正な維持管理や体育施設の利用促進が示されている。 また、再生可能エネルギーやICTの利活用等の施策も示されている。 |
| 本庄市都市計画マスタープラン 2023 （令和5年3月） | 平成25年3月～令和15年3月 | 児玉北地域の地域づくりの方針としては、土地利用として「子育てや教育、医療・福祉などのサービス機能の充実」、交通体系整備では「国道462号・254号バイパス整備の促進」が掲げられている。 |
| 本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編） （令和7年3月） | 令和7年度～令和36年度 | 小学校プールを集約した「屋内温水プール」、「共和公民館が有する生涯学習機能」、「老人福祉センターつきみ荘や本庄市シルバー人材センターが有する高齢者福祉機能」を複合化した施設を、共和公民館跡地を活用して整備することが示されている。 |

2. 複合施設の整備に係る前提条件整理

2.1. 整備予定地の基礎情報の整理

(1) 整備予定地の概要

整備予定地の概要を以下に示します。

表 2-1 整備予定地の概要

| | |
|----------|---|
| 名称 | ①共和公民館跡地・児玉郡市広域市町村圏組合事務所跡地 ②蛭川農村公園 |
| 所在 | ※全城市有地、蛭川農村公園は都市公園の廃止を想定 本庄市児玉町蛭川915-5 ほか |
| 敷地面積 | ①約4,884㎡ ②約2,081㎡ ※都市計画図及び公図（公簿）をもとにした図上計測より設定 |
| 都市計画等 | 非線引き区域（用途地域の指定のない区域） |
| 容積率/建ぺい率 | 200% / 60% |
| 道路斜線 | 1:1.5 |
| 隣地斜線 | H=31m 1:2.5 |
| 日影規制 | 測定高さ 4.0m 対象：10mを超える建築物 規制時間 5mを超え10m以内の範囲：5時間 10mを超える範囲：3時間 |

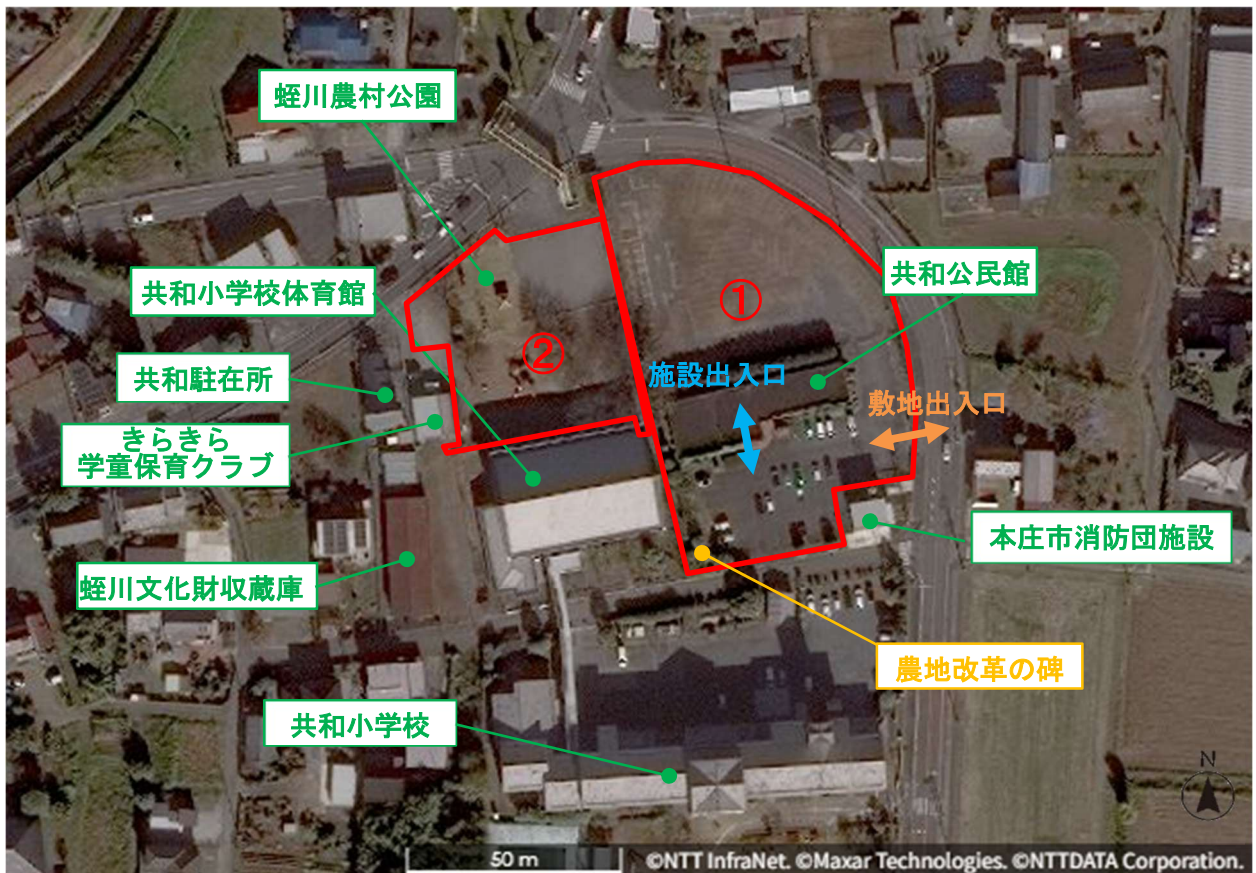


図 2-1 整備予定地の現状

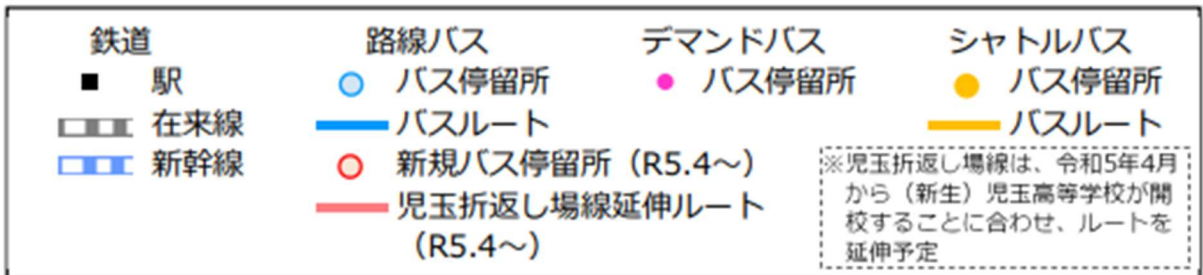
(空中写真出典：Copyright©NTT インフラネット株式会社 All Rights Reserved., DigitalGlobe Inc)

(2) 交通

1) 公共交通

整備予定地周辺の公共交通網を以下に示します。

- 整備予定地の最寄りの駅は「JR児玉駅」であり、車で約6分程度の位置にある。
- 整備予定地の最寄りの路線バスのバス停は、「蛭川北」、「蛭川」（朝日自動車株式会社）であり、徒歩約5分程度の位置にある。
- 整備予定地内にデマンドバス「はにぼん号」の停留所「共和公民館」がある。



(出典：本庄市地域公共交通計画 2023 (R5. 3))

図 2-2 公共交通網

2) 道路

整備予定地周辺の道路状況を以下に示します。

- ①共和公民館跡地は県道児玉町蛭川普済寺線に接道している。
- ②蛭川農村公園は国道 462 号に接道している。
- 整備予定地南側の道路は、一部が市道 869 号線として市道認定されており、道路延長は西側の T 字路から蛭川文化財収蔵庫付近までである。共和公民館跡地の南側道路は市道認定されていない（取扱いとしては共和小学校の敷地内通路であり、当該整備予定地との土地境界線については隣地境界線となる）。
- 県道児玉町蛭川普済寺線の渋滞解消のため、国道 462 号との交差点に右折避讓帯の設置が計画されており、①共和公民館跡地の敷地の一部が県道用地に供される予定である（①の敷地面積は約 115 m²程度の縮小が見込まれる）。
- 整備予定地に接道している県道児玉町蛭川普済寺線は、共和小学校の通学路に指定されている。
- 国道 462 号は将来的に多車線化の計画があり、計画案の一つとして現道拡幅案が採用された場合、複合施設の敷地に影響が生じる可能性がある。

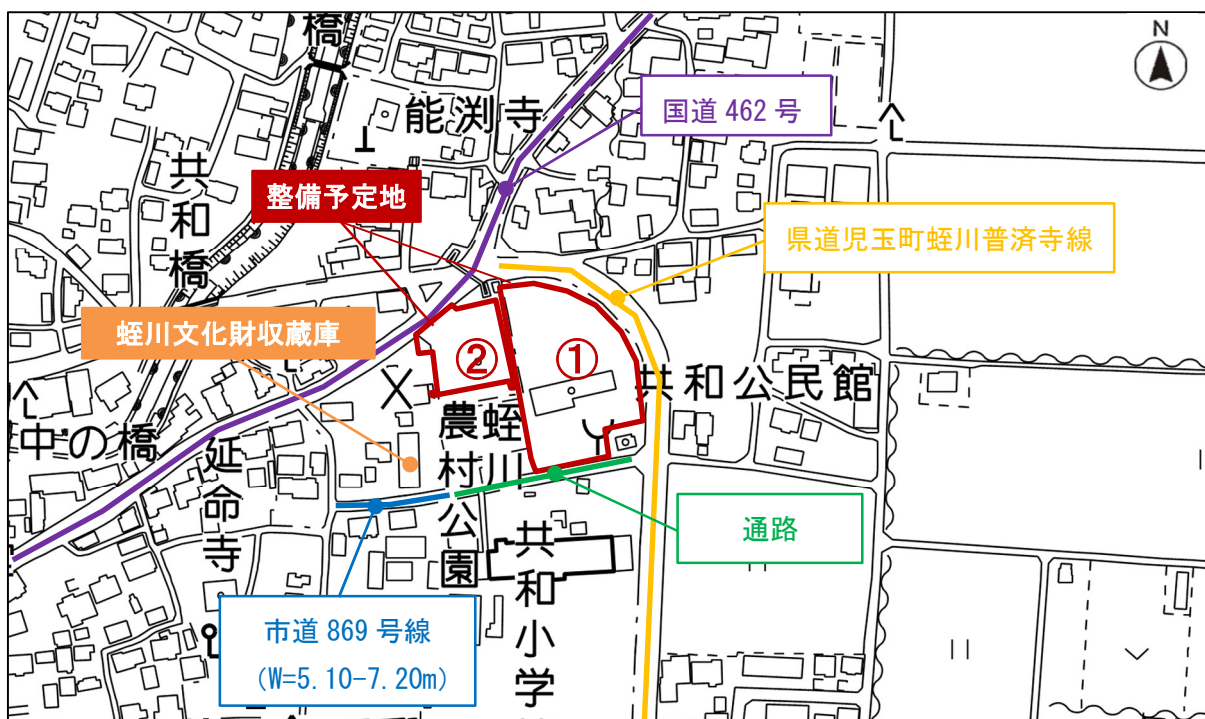


図 2-3 周辺道路



(出典：埼玉県道路網図 (R7.4))

図 2-4 国道 462 号 多車線化計画

(3) 災害対策

整備予定地周辺のハザード状況を以下に示します。

- 整備予定地は河川洪水（外水氾濫）において、敷地の一部が0.5m未満の浸水が想定されている。
- 共和公民館は指定緊急避難場所に位置付けられている。
- 周辺施設では、共和小学校が指定緊急避難場所及び指定避難所、コウガの森・共和が指定緊急避難場所に位置づけられている。



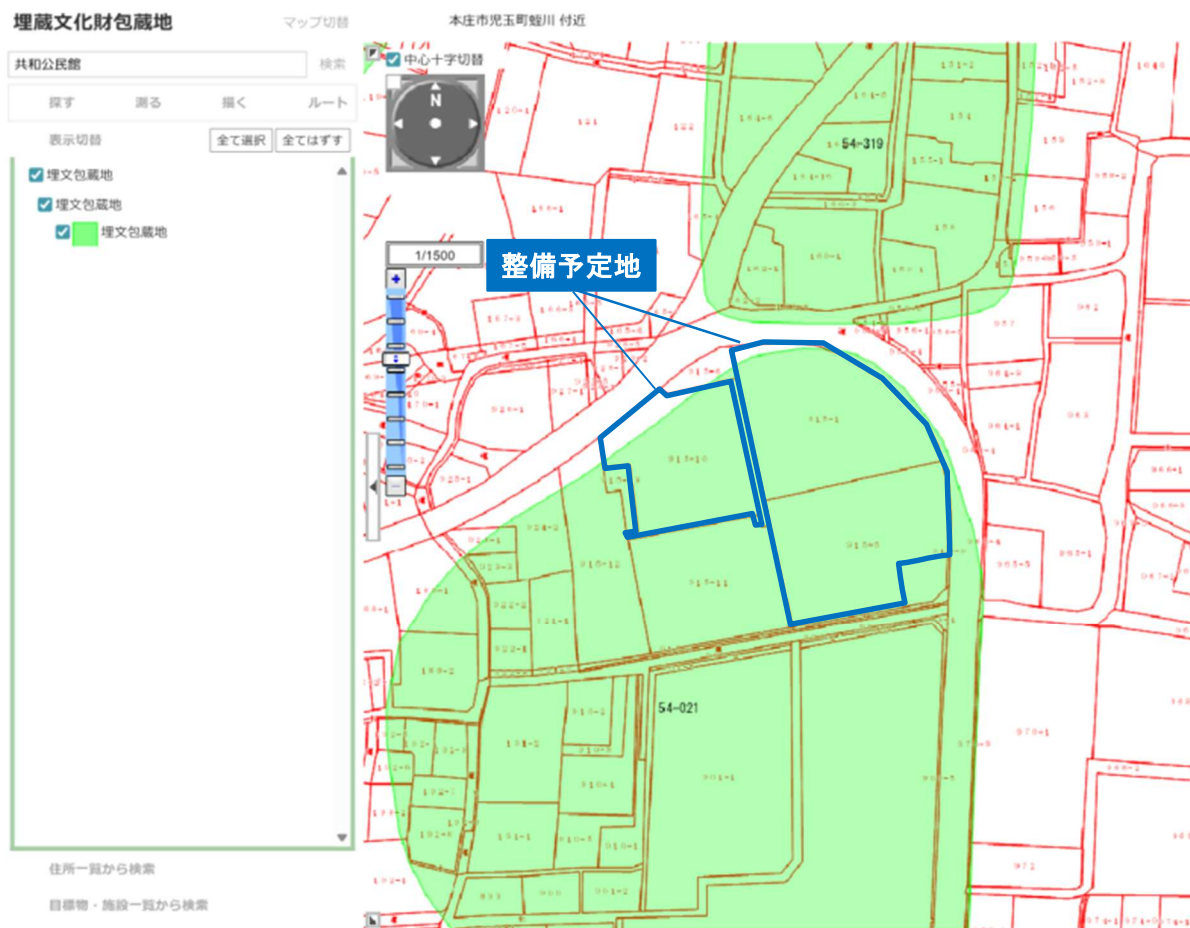
(出典：本庄市洪水・内水氾濫ハザードマップ)

図 2-5 ハザードマップ

(4) 埋蔵文化財

整備予定地周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況を以下に示します。

- 整備予定地は埋蔵文化財包蔵地（共和小学校校庭遺跡）に位置付けられている。



(出典：ほんじょうマップ)

図 2-6 埋蔵文化財包蔵地

(5) 関連法令の整理

複合施設の整備にあたり、関連する主な法令について以下に示します。複合施設の整備の際には、以下の法令等を遵守する必要があります。

表 2-2 主な関係法令


| 法令名 | 主な留意点 |
|-------------------------------------|---|
| 都市計画法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 整備予定地は「区域区分が定められていない都市計画区域」に位置し、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、3,000 m²以上の開発行為を行う場合は、都道府県知事等からの開発等の許可を受ける必要があるが、複合施設建設に係る開発行為は市が行うものであることから、都市計画法第 34 条の 2 の規定による開発許可の特例が該当し、許可権者との協議成立により開発許可があったものとみなす。 |
| 建築基準法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法別表第一 (い) 欄 (三) 項に掲げる用途に供する特殊建築物とする場合や、2 階以上かつ延床面積が 200 m²を超える木造以外の建築物を建築しようとする場合については、建築基準法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項等の規定が該当する。 ● 建築基準法別表第一 (い) 欄 (三) 項の体育館その他これに類するものとしては、建築基準法施行令第 115 条の 3 のとおり、水泳場も該当する。また、3 階以上、または、2,000 m²以上となる場合は、建築基準法第 27 条のとおり耐火建築物とする必要がある。なお、建築基準法第 12 条より、特定建築物として建築物等の定期調査・報告の実施が定められている。 |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) | <ul style="list-style-type: none"> ● 「建築物移動等円滑化基準」への適合義務がある特別特定建築物が示されており、施行令第 5 条にあるように水泳場や老人福祉センターは特別特定建築物に該当する。 |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法令 | <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模非住宅建築物 (非住宅部分が 2,000 m²以上) に対する適合義務 (第 11 条) 及び適合性判定義務 (第 12 条) について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定められている。 ※令和 7 年 4 月 1 日に改正法が施行 |
| 文化財保護法 | <ul style="list-style-type: none"> ● 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を、土木工事等で発掘しようとする場合、60 日前までに文化庁への届け出が必要であることが、文化財保護法第 92 条及び第 93 条に示されている。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 以下について熊谷建築安全センターに確認を要する。 【参考条例等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例 ・ 埼玉県建築物バリアフリー条例 ・ 埼玉県建築物環境配慮制度 ・ 埼玉県景観条例 ・ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 等 |

2.2. 既存施設の現状整理

(1) 共和公民館

プール拠点との複合化が想定される生涯学習機能を有する共和公民館の施設概要を以下に示します。

表 2-3 共和公民館の概要

| 共和公民館 | | | |
|-------|---|-----------|-----------------------|
| 外観写真 |  | | |
| 所在地 | 本庄市児玉町蛭川 915-5 | 延床面積 | 402.23 m ² |
| 開館時間 | 午前9時～午後9時30分 | 閉館日 | 12月28日から翌年の1月4日 |
| 使用料 | 無料 | 常駐職員数 | 1名 |
| 駐車場台数 | 41台 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 竣工年 | 昭和54年 | 築年数(耐用年数) | 46年(50年) |
| 諸室名 | 集会室、会議室、実習室(和室)、研修室(和室)、押入、調理室 図書閲覧コーナー、倉庫、物品庫、物入、湯沸室、事務室 | | |
| 利用者数 | R4→R5→R6 7,687人→8,822人→8,180人 | | |
| 稼働率 | R4→R5→R6 集会室：46.0%→54.1%→43.1% 和室：14.2%→15.0%→18.2% 会議室：16.7%→17.9%→19.4% 調理室：9.1%→8.4%→10.2% | | |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の共和公民館の利用者数は8,180人であり、市内の公民館の中で8番目に利用者数が多い。 令和6年度の共和公民館の貸室全体の平均稼働率は22.7%であり、市内の公民館の中で2番目に稼働率が高い。 令和6年度の各諸室の稼働率では、集会室が最も高く43.1%であり、調理室が最も低く10.2%である。 共和公民館では文芸・音楽系のクラブが12団体、健康・スポーツ・ダンス系のクラブが15団体活動している(令和7年4月時点)。 利用目的では、「趣味・サークル」が最も多く、利用頻度は月に1～2回が最も多い。 総合管理計画のアンケート調査における回答者属性として60歳以上が約90%を占めていることから、高齢者による利用が主であることが想定される。 | | |

(2) 老人福祉センターつきみ荘

プール拠点との複合化が想定される高齢者福祉機能を有する老人福祉センターつきみ荘の施設概要を以下に示します。

表 2-4 老人福祉センターつきみ荘の概要

| 老人福祉センターつきみ荘 | | | |
|----------------|--|--------------------------------|--|
| 外観写真 |  | | |
| 所在地 | 本庄市沼和田 127-1 | 延床面積 | 1,296.77 m ² |
| 開館時間 | 午前 10 時～午後 4 時 | 閉館日 | 月曜日（祝日の場合は翌日）、 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日 |
| 使用料 ※居住地による | 60 歳以上：無料 高校生～59 歳：50 円 上記以外：無料 | 常駐職員数 | 4 名（指定管理者） |
| 駐車場台数 | 96 台 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 竣工年 | 昭和 58 年 | 築年数（耐用年数） | 42 年（50 年） |
| 諸室名 | 大広間、舞台、控室、舞台前室、機能回復訓練室、談話コーナー、売店、自動販売機置場、厨房、食品庫、職員用休憩室、教養娯楽室 1（和室）、教養娯楽室 2（和室）、教養娯楽室 3（和室）、図書談話コーナー、脱衣室、浴室、パッケージ室、倉庫、健康相談室、ロッカー室、湯沸室、ポット置場、職員用便所、所長室、事務室 | | |
| 利用者数 | R 4 → R 5 → R 6 | 10,059 人 → 13,533 人 → 16,455 人 | |
| 稼働率 | — | | |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ● 共和公民館・シルバー人材センターと比べて築年数が経過していない。 ● 施設の長寿命化はせず令和 12 年～16 年を目途に解体する（総合管理計画）。 ● 令和 6 年度の利用者数は 16,455 人であり、コロナ禍以降から回復傾向にある。 ● 令和 6 年度の利用者の特性としては、無料利用者（指定市在住（本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町在住）の 60 歳以上）が多い。 ● 市内利用者の居住地は、本庄早稲田駅よりも北側の小学校区が多い（総合管理計画アンケート調査より）。 ● 有料利用者の属性として、60 歳未満の利用は全体の 5%程度である。 ● 令和 6 年度の団体利用は 2 団体のみである。（団体：年金協会カラオケ発表会（43 名）といきいきシルバー芸能発表会（100 名）の 2 団体） ● 活動目的別利用者数では、「カラオケ・ダンス」、「筋トレ・脳トレリズム運動」が多い。 ● 利用頻度では、週に 1～2 回が 50%以上を占めている。 | | |

(3) シルバー人材センター

プール拠点との複合化が想定される高齢者福祉機能を有するシルバー人材センターの施設概要を以下に示します。


表 2-5 シルバー人材センターの概要

| シルバー人材センター | | | |
|------------|--|------------|--|
| 外観写真 |  | | |
| 所在地 | 本庄市小島南 1-8-4 | 延床面積 | 約 270 m ² (本庄市勤労会館 1 階部分のみ) |
| 開館時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 | 閉館日 | 祝休日、年末年始 |
| 使用料 | — | 常駐職員数 | 7 名 (今後 1 名を増員予定) |
| 駐車場台数 | 14 台 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 竣工年 | 昭和 54 年 | 築年数 (耐用年数) | 46 年 (50 年) |
| 諸室名 | 会議室 1、会議室 2、会議室 3、小会議室、談話室、和室 (物置)、湯沸室、事務室、小会議室、外倉庫 | | |
| 利用者数 | — | | |
| 稼働率 | — | | |
| 備考 | — | | |

(4) 蛭川農村公園

複合施設の整備にあたって、敷地として一体的な活用を想定する蛭川農村公園の施設概要を以下に示します。なお、蛭川農村公園は、複合施設の整備と合わせて都市公園としては廃止予定です。

表 2-6 蛭川農村公園の概要

| 蛭川農村公園 | | | |
|--------|---|-----------|---------------------|
| 外観写真 |  | | |
| 所在地 | 本庄市児玉町蛭川 915-10 | 敷地面積 | 2,081m ² |
| 開館時間 | — | 閉館日 | — |
| 使用料 | — | 常駐職員数 | — |
| 駐車場台数 | 0 台 | 構造 | — |
| 竣工年 | 平成 20 年 | 築年数（耐用年数） | — |
| 機能 | 遊具、広場、植栽、便所、築山、四阿 | | |
| 利用者数 | — | | |
| 稼働率 | — | | |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園を廃止し、複合施設の敷地として一体的に活用することを想定している。 | | |

2.3. 近隣施設等の整理

複合施設に導入が想定される機能を有する近隣施設について、以下のとおり整理しました。

本市内のプール施設及び学校水泳指導業務を委託しているプール施設、生涯学習機能及び高齢者福祉機能は市内の施設を整理しました。

2.3.1. プール機能

本市内に立地するプール機能を有する施設は「児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設 湯かっこ（以下、「湯かっこ」という。）」及び「スウィン本庄スイミングスクール」のみとなっています。「湯かっこ」は、温水プールのほかに大広間や和室、リラクゼーションラウンジ等の機能を兼ね備えています。

本市の学校水泳指導業務を令和7年度時点で委託している「ドゥ・スポーツプラザ上里24」は上里町に位置します。整備予定地は美里町、神川町、上里町からアクセスが良好な位置にあることから、広域連携による学校プール事業を複合施設で実施できるポテンシャルを有しています。



図 2-7 プール機能 位置図

2.3.2. 生涯学習機能・高齢者福祉機能（公共施設）

整備予定地周辺の半径 800m の徒歩圏内（人が無理なく徒歩で移動できる範囲（約 10 分程度））には、「生涯学習機能」及び「高齢者福祉機能」を有する公共施設は立地していません。また、会議室・調理室・和室・多目的室ともに整備予定地と機能圏域が重複する施設はありません。



※本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）より引用

図 2-8 公共施設の立地状況

3. 施設整備の課題整理

3.1. 課題の整理

前提条件の整理結果を踏まえて、複合施設を整備する際の3つの課題を以下に示します。

前提条件（まとめ）

【上位計画】

■本庄市総合振興計画後期基本計画

- 健康づくりや高齢者の生きがいくりの推進、生涯スポーツ・レクリエーションの推進、環境対策やデジタル化等に関する施策が示されている。

■本庄市都市計画マスタープラン 2023

- 児玉北地域の地域づくりの方針として、「子育てや教育、医療・福祉などのサービス機能の充実」、交通体系整備では「国道462号・254号バイパス整備の促進」が示されている。

■本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）

- 共和公民館跡地を活用して、小学校プールを集約した「屋内温水プール」及び「共和公民館の有する生涯学習機能」、「老人福祉センターつきみ荘や本庄市シルバー人材センターが有する高齢者福祉機能」を複合化した施設を整備することが示されている。

【敷地条件】

- 整備予定地周辺は、共和小学校・体育館や蛭川農村公園の複数の公共施設が立地している。
- 蛭川農村公園は都市公園を廃止し、複合施設と一体的な整備を行う。
- 整備予定地内には、共和公民館のほか、消防団施設及び石碑が立地している。
- 共和公民館跡地の南側道路は市道認定されていない（取扱いとしては共和小学校の敷地内通路であり、整備予定地との土地境界線については隣地境界線となる）。
- 県道児玉町蛭川普済寺線と国道462号との交差点に右折避讓帯の設置に伴い、整備予定地の敷地の一部が県道用地に供される予定である。
- 国道462号の多車線化計画に伴い県道児玉町蛭川普済寺線の道路付替えが行われた場合、整備予定地内に道路が整備される可能性がある。
- 整備予定地は埋蔵文化財包蔵地に位置付けられている。
- 共和公民館は指定緊急避難場所として位置付けられている。

【施設利用状況】

- 共和公民館の貸室全体の平均稼働率（R6）は22.7%であり、市内公民館で2番目に稼働率が高いが、和室や調理室等の稼働率が低い諸室もある。
- 老人福祉センターつきみ荘は、大広間や舞台等を有し、主に「カラオケ・ダンス」、「筋トレ・脳トレリズム運動」で利用されている。
- 共和公民館及び老人福祉センターつきみ荘で、重複する諸室（和室等）がある。
- 共和公民館及び老人福祉センターつきみ荘の主な利用者層は高齢者である。

【近隣施設】

- 市内唯一の公営プール（湯かっこ）は温水プール及び浴室等があり、年間10万人以上の利用がある。
- 「湯かっこ」はプール機能のほかに大広間や舞台、和室等の機能を有している。
- 複合施設へ導入が想定されるプール機能、生涯学習機能、高齢者福祉機能を有する公共施設は、整備予定地周辺にはない。

複合施設を整備する際の3つの課題

課題1

敷地内での施設の適正配置

- 整備予定地周辺には複数の公共施設が立地することから、それぞれの施設との相乗効果を生み出す施設配置が必要である。
- 整備予定地内に消防団施設や石碑が立地していることや、周辺の道路環境の変化（右折レーンの設置、将来的な県道児玉町蛭川普済寺線の道路付替えの可能性）を考慮した施設の配置が必要である。
- 適切な駐車場台数を確保可能な施設配置が必要である。

課題2

時代ニーズに即した施設計画

- 導入機能の選定に際しては、人口動態や利用状況を勘案しながら諸室の複合化・多機能化を図ることで市民ニーズを的確に反映することが必要である。
- 既存施設（主に共和公民館・老人福祉センターつきみ荘）の機能を廃止する場合は、市内類似施設にて既存施設利用者の需要を許容できるかを確認する必要がある。
- 気象災害の激甚化・頻発化に対応可能な避難場所としての機能を有する必要がある。
- 再生可能エネルギーの活用等、環境に配慮した持続可能な施設とする必要がある。
- ICT等のデジタル技術の活用を推進する必要がある。

課題3

多様な利用者が安心して利用できる施設計画

- 学校水泳授業での利用とその他機能の利用が同時に発生することを考慮した施設運用ルールの検討や動線計画が必要である。
- こどもから高齢者まで幅広い年代の利用が見込まれることから、自然と多世代交流が生まれ、誰にでも利用しやすい施設とする必要がある。

4. 施設整備のコンセプト及び基本方針

前提条件や課題の整理を踏まえた施設整備のコンセプト及び基本方針を以下に示します。

施設整備のコンセプト

「学び・健康・ふれあい」をテーマに 人と地域をつなぐ未来型交流拠点

次世代型プール交流拠点を核とした持続可能なまちづくり～泳ぐ場所から地域の核へ～

市内のすべての児童が必ず学校水泳授業で訪れるプール拠点を整備することで、子から親世代へ、親世代から高齢者世代へ、泳ぐ場所として複合施設が認知されることが期待されます。

複合施設は「泳ぐための施設」「生涯学習のための施設」という分野縦割りの枠を超え、多世代が日常的に集い、ふれあう機能を融合させることで、健康維持から生涯学習までをワンストップで支える施設となります。

また、市内の多くの人が訪れやすい本市の地理的な中心地（本庄地域と児玉地域の間地点）に複合施設を整備することで、積極的な多世代交流を創出する地域の新たなコミュニティの核となり、複合施設そのものが地域課題の解決を牽引する「次世代型プール交流拠点」へと進化します。

さらに、人口減少を見据え、従来の行政の枠組みや近隣自治体の境界を越えた広域的な利用を推進することで、高度な施設機能を効率的に維持・共有する次世代の公共施設モデルを確立します。



図 4-1 施設整備のコンセプト図

基本方針① 学校水泳授業と一般利用が両立できる屋内温水プールを有する施設

- 学校プール施設の集約化を図るにあたり、学校水泳授業に必要な機能を導入
- 利用者属性（学校水泳授業・一般利用者）に配慮した施設内の動線計画

基本方針② 誰もが気軽に学習できる施設

- 人口動態や利用状況、近隣施設との機能相互関係を踏まえ、市民が必要とする最適な機能（生涯学習機能、健康・福祉機能）を導入
- 会議室予約システムやキャッシュレス決済等のスムーズな受付システムの導入

基本方針③ 人々の生きがいと健康維持につながる施設

- 生きがいづくり（高齢者の就業機会の充実、生涯学習の充実、健康増進、地域住民との交流、社会参加等の生きがいづくりの支援）を促進する機能を導入
- こどもから高齢者へ、高齢者からこどもへ世代間交流を促進する環境整備（eスポーツ、伝統継承等）

基本方針④ 多世代の様々なニーズに対応できる施設

- 多様な主体が参画し、地域資源や魅力を再発見・発信する仕組みを構築することで、行政・社会課題の解決に寄与
- 多世代交流の創出と、ユニバーサルデザインに基づく「誰にでも優しい」施設環境の整備
- 周辺住民の生活機能（資源物の拠点回収場所・郵便ポスト等）の導入
- R T K基地局の設置など、地域の先端技術利用を支えるインフラ機能の検討

基本方針⑤ 地域防災に配慮した施設

- 気象災害の激甚化・頻発化に対応可能な指定緊急避難場所としての機能の導入
- 災害時でも自立可能なエネルギー供給体制（太陽光発電等）の検討

基本方針⑥ 経済的・効率的な維持管理、環境負荷の軽減に配慮した施設

- 循環型社会の実現やSDGsの理念に沿った取組（ZEB化、再生可能エネルギーの活用検討等）により、環境に配慮した持続可能な施設
- ICT等の先進的な技術を活用・デジタル化

5. 施設機能及び施設配置等の検討

5.1. 施設機能及び規模

5.1.1. プール拠点の機能・規模の設定

複合施設に整備するプール拠点について、学校水泳授業の年間計画を踏まえて、事例をもとに機能・規模を設定します。なお、プール拠点は、市内公立小学校の学校水泳授業としての利用のほか、学校水泳授業以外の時間帯における一般利用を想定します。ただし、学校水泳授業としての利用も将来的には市内公立中学校や近隣市町の小中学校に拡大することも想定されうることから、将来的な利用者増も見据えて機能・規模を設定します。

(1) 学校水泳授業の年間計画

プール拠点にて行う学校水泳授業の年間計画を検討するにあたり、対象学校の1学年あたりの最大児童数（令和7年5月1日時点の住民基本台帳に基づき、令和11年度以降の各学校の各学年のうち最大の人数）を勘案の上、必要な授業コマ数、必要日数を設定します。

なお、年間計画の検討にあたり、設定した前提条件は以下のとおりです。

<使用可能人数>

- ・最大120名とし、1授業あたり最大2学年まで一緒に学校水泳授業を実施可とする。

<必要なコマ数>

- ・1児童あたり学校水泳授業を年間4回実施する想定とする。
(必要なコマ数 = 1児童あたり学校水泳授業4回 × 実施学年)

<必要日数>

- (1) 1日3回実施する想定の場合（必要日数 = 必要なコマ数 ÷ 3回）
午前1回目（1～2時間目）、午前2回目（3～4時間目）、午後（5～6時間目）
午前8:30～午後3:30まで使用予定
- (2) 1日2回実施する想定の場合（必要日数 = 必要なコマ数 ÷ 2回）
午前1回目（1～2時間目）、午前2回目（3～4時間目）
午前8:30～午後0:00まで使用予定

表 5-1 市内公立小学校の1学年最大児童数を踏まえた必要コマ数・必要日数の設定

| No. | 対象学校 | 1学年 最大児童数 | ⇒ | 実施学年単位 | ⇒ | 必要な コマ数 | ⇒ | 必要日数 | | |
|-----|------|--------------|---|---------|---|------------|---|------|------|-----|
| | | | | | | | | 1日3回 | 1日2回 | |
| ① | 本庄東小 | 116名 | ⇒ | 1学年ずつ | ⇒ | 24コマ | ⇒ | 8日 | 12日 | |
| ② | 本庄西小 | 50名 | ⇒ | 2学年ずつ | ⇒ | 12コマ | ⇒ | 4日 | 6日 | |
| ③ | 藤田小 | 15名 | ⇒ | 合同2学年ずつ | ⇒ | 12コマ | ⇒ | 4日 | 6日 | |
| | 仁手小 | 12名 | | | | | | | | |
| ④ | 旭小 | 49名 | ⇒ | 2学年ずつ | ⇒ | 12コマ | ⇒ | 4日 | 6日 | |
| ⑤ | 北泉小 | 78名 | ⇒ | 1学年ずつ | ⇒ | 24コマ | ⇒ | 8日 | 12日 | |
| ⑥ | 本庄南小 | 76名 | ⇒ | 1学年ずつ | ⇒ | 24コマ | ⇒ | 8日 | 12日 | |
| ⑦ | 中央小 | 90名 | ⇒ | 1学年ずつ | ⇒ | 24コマ | ⇒ | 8日 | 12日 | |
| ⑧ | 児玉小 | 83名 | ⇒ | 1学年ずつ | ⇒ | 24コマ | ⇒ | 8日 | 12日 | |
| ⑨ | 金屋小 | 37名 | ⇒ | 2学年ずつ | ⇒ | 12コマ | ⇒ | 4日 | 6日 | |
| ⑩ | 秋平小 | 20名 | ⇒ | 2学年ずつ | ⇒ | 12コマ | ⇒ | 4日 | 6日 | |
| ⑪ | 共和小 | 26名 | ⇒ | 2学年ずつ | ⇒ | 12コマ | ⇒ | 4日 | 6日 | |
| | | | | | | | | 計 | 64日 | 96日 |

表 5-2 市内公立中学校の1学年最大生徒数と必要コマ数・必要日数の設定

| No. | 対象学校 | 1学年 最大生徒数 | ⇒ | 実施学年単位 | ⇒ | 必要な コマ数 | ⇒ | 必要日数 | |
|-----|------|--------------|---|--------|---|------------|---|------|------|
| | | | | | | | | 1日3回 | 1日2回 |
| ⑫ | 本庄東中 | 137名 | ⇒ | 1学年2分割 | ⇒ | 24コマ | ⇒ | 8日 | 12日 |
| ⑬ | 本庄西中 | 92名 | ⇒ | 1学年ずつ | ⇒ | 12コマ | ⇒ | 4日 | 6日 |
| ⑭ | 本庄南中 | 240名 | ⇒ | 1学年3分割 | ⇒ | 36コマ | ⇒ | 12日 | 18日 |
| ⑮ | 児玉中 | 161名 | ⇒ | 1学年2分割 | ⇒ | 24コマ | ⇒ | 8日 | 12日 |
| | | | | | | | 計 | 32日 | 48日 |

(2) プール拠点の機能・規模の設定

学校水泳授業で使用することを前提に、参考事例を踏まえて、必要な機能（諸室）と規模を以下のとおり設定します。規模の設定にあたっては、学校水泳授業において最大 120 名を収容することを前提としています。

なお、男子更衣室、女子更衣室においては、男女それぞれ更衣スペース 60 人分（1 クラスの最大）とシャワー・トイレを最低限確保します。ただし、更衣スペースに設置するロッカーは、学校水泳授業のクラス入れ替わり時にロッカー利用が重複することを踏まえ、男女それぞれ 120 人分を確保します。クラス入れ替わり時の利便性を考慮して 60 人単位で可動間仕切りにより仕切れることを想定します。

表 5-3 プール拠点の機能・規模（案）

| 機能種別 | 諸室名称 | 規模設定根拠 | 設定規模 | 備考 |
|---------------|------------------------|--|------------------------|---|
| プール機能 (専用) | 温水プール | 25m×6 レーン + プールサイド、歩行式シャワースペース | 805.0 m ² | 水深 1.1m (プールフロアによる水深調整) |
| | 待合コーナー | 120 人同時利用 (座位 0.66 m ² /人) | 79.2 m ² | 温水プールと同一階必須 |
| | 男子更衣室 (シャワー・トイレ含む) | 60 人同時利用 (更衣スペース 1.2 m ² /人) (その他 42 m ² 程度) | 114.0 m ² | ロッカー：4 段×40 列 (小学生は 3 段目まで利用) 温水プールと同一階必須 |
| | 女子更衣室 (シャワー・トイレ含む) | 60 人同時利用 (更衣スペース 1.2 m ² /人) (その他 42 m ² 程度) | 114.0 m ² | ロッカー：4 段×40 列 (小学生は 3 段目まで利用) 温水プールと同一階必須 |
| | 多目的更衣室 (シャワー・トイレ含む) | 事例より | 35.0 m ² | 温水プールと同一階必須 |
| | 監視員室 | 事例より | 27.0 m ² | 温水プールと同一階必須 |
| | 職員用更衣室 | 事例より | 20.0 m ² | 温水プールと同一階必須 |
| | 救護室 | 事例より | 24.0 m ² | 温水プールと同一階必須 |
| | 採暖室 | 事例より | 30.0 m ² | 温水プールと同一階必須 |
| | 器具庫 | 事例より | 55.0 m ² | 温水プールと同一階必須 |
| 関連諸室 (共用可) | 見学スペース | 事例より | 37.8 m ² | 温水プールと同一階必須 |
| | 事務室 (受付含む) | 職員 8 人常駐想定 (5 m ² /人) | 40.0 m ² | |
| | 機械室 | 事例より | 140.0 m ² | |
| | ボイラー室 | 事例より | 20.0 m ² | |
| | 空調機械室 | 事例より | 27.0 m ² | |
| 延床面積（専有部分小計） | | | 1,568.0 m ² | |
| 延床面積（交通部分） | | | 約 549 m ² | 諸室小計×0.35 |
| 延床面積（合計） | | | 約 2,117 m ² | |

※温水プールとの同一階を必須とする機能（諸室）の延床面積

$$= (\text{専有面積小計}) 1,341.0 \text{ m}^2 + \text{専有面積の 35\% (交通部分約 } 469 \text{ m}^2) = \text{約 } 1,810 \text{ m}^2$$

(3) 温水プール仕様の詳細検討

前節で設定したプール拠点の機能・規模について、温水プールの仕様の具体的な検討を行います。ただし、これらの詳細な仕様については、費用対効果や運営の視点を取り入れて設計段階で再度検討するものとします。

1) プール拠点の位置づけ

プール拠点では、学校水泳授業利用としての用途を目的の一つとしており、小学校1年生～中学校3年生までの児童・生徒の利用が想定されます。したがって、公認プール施設要領における競泳競技会用の国際基準プールとしての整備は想定してないことから、25m プールとして整備することを前提とします。

また、日本水泳連盟の公認を受けることで、公認プール施設要領における国内一般プール以上の大会を開催できることがメリットとなりますが、観客席や計時機器などを備えることが求められることとなり、一般利用が学校水泳授業時間帯以外に限定されるプール拠点の運営方針を踏まえるとオーバースペックとなることが想定されます。

以上より、プール拠点は公認を受けることは想定しないものとします。ただし、本市における屋内型のプール拠点として、今後数十年にわたり使用される施設となることから、多様な利用方法が期待できるよう、プール槽については、国内一般プールとして公認規則に準じたスペックを備えたものとします。

表 5-4 競技大会用プールの施設概要

| 種別 | 大会 | 施設 |
|------------|---|---|
| 国際基準プール | ・オリンピック・世界選手権・ユニバーシアード・パンパシフィック・アジア大会・東アジア大会・アジア選手権・日本選手権 50m、日本選手権 25m・ジャパンオープン 50m などを開催するプール | ・プール公認規則に適合し、10 レーン、水深 3m 推奨、国際大会に支障ない基準を備えるプールであり、施設については本連盟との事前協議を必要とする |
| 国内一般プール AA | ・国体・日本高等学校・日本社会人・日本学生・ジュニアオリンピック・全国中学・全国国公立などを開催するプール | ・プール公認規則の国際プールまたは一般プールに適合し、10 レーン、水深 2m 以上の施設を有することが望ましい |
| 国内一般プール A | ・全国大会県予選・県大会・全国大会ブロック大会・全国マスターズ・本連盟主催主要競技会（日中戦、早慶戦等）・本連盟公認競技会などを開催するプール | ・プール公認規則・一般プールに適合し、8 レーン以上、水深 1.35m 以上を有すること (スタート台の設置) |
| 国内一般プール | ・市民大会・記録会・地域予選などを開催するプール | ・プール公認規則・一般プールに適合し、6 レーン以上、水深 1.0m 以上（スタート台使用の場合：端壁前方 6m までの水深は 1.35m 以上とする）を有するプール |

(出典：公認プール施設要領 ((財) 日本水泳連盟))

2) プールのレーン数

学校水泳授業時の最大利用人数 120 人を踏まえ、温水プールの必要なレーン数を検討します。

プール水面積は、都市公園技術標準解説書において、一人当たり 3 m²必要とされているため、児童・生徒 120 人が同時利用するには 360 m²程度が必要です。

プール公認規則において、国内一般プールでは、レーン幅は 2.0m～2.5m、レーン両端の余幅は 0.20m 以上で休息だなの幅以上となっています（休息だなの幅は、公認プールにおいて 0.10m 以上 0.15m 以下）。一般的な学校プールは、レーンの幅が 2.0m、レーン外の両端の余幅を 0.5m 程度確保することから、プール拠点も同様の条件とし、面積が 360 m²に近い 6 レーンの設置を想定します。

1 人あたり専有面積（プールの種類により違うが一般には 2.0～3.6 m²とし、3.0 m²内外を標準値としている。）

（出典：都市公園技術標準解説書（（一社）日本公園緑地協会）

表 5-5 プール公認規則：一般プールにおける施設概要（抜粋）

| 項目 | 一般プール |
|-----------|-------------------------------------|
| 長さ、壁面の凹凸等 | 長さ 25.01m（片側タッチ板） 25.02m（両側タッチ板） |
| レーン数 | 6 レーン以上 |
| レーン幅 | 2.00m～2.50m |
| レーン両端の余幅 | 0.20m 以上で休息だなの幅以上 |
| 全幅 | 12.4m 以上 |
| 水深 | 水深 1.00m 以上 |

（出典：プール公認規則（（財）日本水泳連盟）

3) プールの水深及び水深調整方法

プール公認規則において、国内一般プールの水深は 1.00m 以上とされています。また、都市公園技術標準解説書では、プールの種類に応じて水深の目安が示されています。プール拠点は、学校水泳授業用として利用するだけでなく、一般利用において高齢者等の水中ウォーキング等の利用も想定されることから、コミュニティプール（地域住民の健康増進や体力向上、レクリエーションのために設置されるプール）としての側面を併せ持っており、水深は 1.10m 以上とすることが想定されます。

表 5-6 プールの種類と水深

| 種類 | 水深 (m) | 備考 |
|-------------|--------------|-----------------|
| 幼児用プール | 0.15～0.40 程度 | |
| 児童用プール | 0.60～1.00 程度 | |
| レクリエーションプール | 0.80～1.20 程度 | |
| 運動・競技用プール | 1.00 以上 | ※25m 国内一般プールの場合 |
| コミュニティプール | 1.10～1.30 程度 | |

（出典：都市公園技術標準解説書（（一社）日本公園緑地協会）

一方、プール拠点では小学校低学年の利用もあり、低身長の子供でも水面から十分に顔を出せる水深としておくことが望ましいと考えられます。こどもが水面から安心して顔を出せる水深を「身長-30cm」と仮定し、年齢別の平均身長をもとに妥当な水深を算出します。国民健康・栄養調査（基準日：令和5年11月1日）によると、6歳児（小学校1年生相当）の平均身長は男性116.8cm、女性114.6cmとなっており、標準偏差から逆算して6歳児の99.7%以上の児童が水面から顔を出せる水深は0.8m以下となります。

プールの水深調整の方法は、以下に示すとおり各種方法が想定されますが、初期投資の導入が比較的安価であり、利用方法に応じてプール的一部分だけ水深調整が可能となるなどの柔軟性を確保できるプールフロアの導入を検討します。

以上を踏まえ、プールの水深は、公認規則（国内一般プール）に準じ、かつ、コミュニティプールとしての利用を想定して1.10mを基本としますが、学校水泳授業時は対象児童の年齢に応じてプールフロアを利用することで、小学校低学年等が安心して利用できるよう水深調整を行うこととします。なお、プール拠点において競技大会等の使用は想定していないことから、スタート台は設置しないものとします。

表 5-7 水深調整方法とイメージ

| 水深調整方法 | イメージ図 | 内容 |
|---------------|-------|---|
| 可動床による水深調整 | | プール内に設置された床が電動で上下する。 短時間で水深調整が可能だが、稼働床設置費用、維持管理費用が高額。 |
| 給排水による水深調整 | | プール水の給排水により水深を調整する。 水深調整のための給排水に時間を要し、その間は利用が制限される。水位が低い場合、プールサイドとの高低差が生じ、入退水がスムーズにできない。 |
| 段差の設置 | | 1つのプールにコンクリート等の段差を設置し2種類の水深域を設ける。 維持管理運営上の水深調整の手間を省くことができるが、学年に応じて利用可能な範囲が制限される。 |
| プールフロアによる水深調整 | | プール底部にプールフロアを設置し水深を浅くする。 プールフロア（水深調整台）の設置・撤去に人的労力・時間を要する。プールフロアを保管するためのスペースが必要。 |

4) プールの材料・構造

プールの構造は、水圧・土圧・積載荷重・地耐力・地震等の外的条件に対して十分な強度を持ち、漏水のない構造とし、プール材料（鉄筋コンクリート、FRP 製、ステンレス製、セラミック製）とともに、プールの設置階・経済性・施工性、維持管理性を考慮して設計段階で選定するものとします。

表 5-8 各種プールの材質の特性比較

| 項目 | 鉄筋コンクリート製 | FRP 製 | ステンレス製 | セラミック製 |
|---------------------|--|--|---|--|
| 用途 | 屋内温水・屋外 学校プール | 屋上・デッキ式 学校プール | 屋内温水・屋外 学校・ホテル用 屋上・デッキ式 | 屋内温水 ホテル・スポーツクラ ブ・健康増進施設 |
| 施工性 | 現場加工となるため 製品の標準化が困難 | 側板と上部ブロック は工場制作、底板は 現場打ちのため作業 性は老巧だが、形状 に制約あり | 変形複合プールは自 由に加工できる | 変形複合プールは自 由に加工できる |
| 耐久性 ・耐震性 ・耐食性 | 不等沈下等によるク ラックが排除できれ ば、躯体の構造は耐 久性が高い | 耐食性に優れるが、 結合部がボルト締め や FRP の積層のため 他に比べて耐震性に 難あり | 他の金属（鋼製やア ルミニウム製）に比 べて耐食性に優れ る。全溶接工法のため耐震性・耐久性に 優れる | 構造は鉄筋コンクリ ート製と同じ 仕上げ面の耐久性は 最も優れる |
| 維持管理性 | モルタルクラックや 剥離に注意が必要。 美観衛生面で他より 劣る | セラミック製に次い で維持費が安い | 3～5 年ごとに塗り替 えが必要 補修後は新品同様と なる 清掃が簡単 | 躯体のクラックや剥 離がなければメンテ ナンスフリーで清掃 も容易 |
| 経済性 | 安価 | 中間 | 中間 | 高価 |

((出典) 都市公園技術標準解説書 ((一社) 日本公園緑地協会) より一部編集)

5) プールの各種設備

プールの各種設備（循環浄化設備、換気設備、給水設備（熱源機器を含む））については、「遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）」や「学校環境衛生基準（文部科学省）」の施設基準や維持管理基準を遵守した機器の選定を行います。具体的な各種設備の検討は設計段階に行うものとなりますが、検討にあたっては以下の点に留意したものとします。

- ・循環浄化設備…プールの水質基準を踏まえ、ろ過方式、ろ過材の種類、ろ過速度、滅菌方式、維持管理の検討を行う。
- ・換気設備 … 二酸化炭素の含有率を 0.1%以下に維持できる能力を有する換気設備を設けるとともに、プール水の塩素臭に対して十分な換気能力を維持する。
- ・給水設備 … 整備予定地の前面道路には上水道（DIPΦ150）が配管されているが、給水本管の能力によっては周辺地域への影響を避けるために給水量、給水時間などを規制されることもある。プールの配置階に応じてポンプ能力や受水槽の設置可否を検討する。
また、熱源機器は、イニシャルコスト、ランニングコストを勘案の上、LP ガス若しくは重油によるボイラーや空気熱利用ヒートポンプの選定を行う。

5.1.2. 複合施設全体の機能・規模の設定

(1) 複合化対象とする既存施設の機能・規模の整理

本事業によりプール拠点との複合化対象とする既存施設（共和公民館、老人福祉センターつきみ荘、シルバー人材センター）の諸室について、主要用途をもとに以下のとおり機能を整理します。

- 既存施設の諸室を主要用途で分類すると、大きく生涯学習機能（会議、和室、調理）、運動・健康機能（多目的、健康）、地域交流機能（販売、交流）、事務機能（事務）の4つに分類することができます。
- 分類ごとに、諸室の重複が見られます。特に、会議室、和室、交流において、既存施設間で類似する諸室が存在するため、複合化・集約化にあたり共用化を図ることが想定されます。

表 5-9 既存施設（諸室）の主要用途による分類

| 既存施設 | 諸室の主要用途による分類 | | | | | | | |
|--------------|---|---|-------------|---------------------------|--|--|-------------------------------------|---|
| | 会議 | 和室 | 調理 | 多目的 | 健康 | 販売 | 交流 | 事務 |
| 共和公民館 | 会議室 約27㎡ | 実習室 約23㎡ 研修室 約20㎡ | 調理室 約40㎡ | 集会室 約113㎡ | | | 図書閲覧コーナー 約29㎡ | 事務室 約14㎡ 倉庫等 約11㎡ |
| 老人福祉センターつきみ荘 | | 教養娯楽室 1 約24㎡ 教養娯楽室 1 約18㎡ 教養娯楽室 1 約23㎡ | | 大広間 約230㎡ ※舞台・控室等含む | 機能回復訓練室 約55㎡ 浴室(男女) 約126㎡ ※脱衣室含む | 売店 約13㎡ ※自販機含む 厨房・食品庫 約34㎡ ※職員休憩室含む | 談話コーナー 約91㎡ 図書談話コーナー 約101㎡ | 事務室等 約49㎡ ※所長室・健康相談室・職員用更所含む 倉庫等 約26㎡ |
| シルバー人材センター | 会議室1 約38㎡ 会議室2 約30㎡ 会議室3 約117㎡ | 和室 約68㎡ | | | | | 談話室 約27㎡ | 事務室等 約49㎡ ※小会議室を含む |
| 屋内温水プール | | | | | 温水プール 約885㎡ ※待合スペース含む 見学スペース 約38㎡ 更衣室等 約552㎡ | | | 事務室等 約40㎡ 機械室等 約187㎡ |
| | 生涯学習機能 | | | | 運動・健康機能 | | 地域交流機能 | |
| | | | | | 運動・健康機能 | | 事務機能 | |

(2) 既存施設の複合化にあたっての集約化方針

複合施設の施設整備コンセプト【「学び・健康・ふれあい」をテーマに人と地域をつなぐ未来型交流拠点】を踏まえ、既存施設の各種機能（生涯学習機能、運動・健康機能、地域交流機能、事務機能）の集約化を行います。

ただし、総合管理計画に示すとおり、利用率の低い施設や機能が重複している施設は計画的に廃止し、市の財政負担の増大を抑制することも集約化の方針検討にあたっては重要です。そこで既存施設（生涯学習機能を有する共和公民館、高齢者福祉機能を有する老人福祉センターつきみ荘）については、以下に示す集約化の考え方をもとに、複合施設の導入機能・規模を検討します。

特に、老人福祉センターつきみ荘については、既存の諸室を複合施設に集約化することは想定せず、今後、つきみ荘の既存建物の利用を停止するタイミングで、高齢者福祉機能のサービス提供を代替する施設の1つとして複合施設を活用できるよう、複合施設の導入機能・規模を検討します。

<共和公民館が有する生涯学習機能の集約化の考え方>

- ・共和公民館の利用者は、高齢者を中心とした利用は多いものの、利用者が固定化している傾向があります。
- ・共和公民館では、若年層に向けた講座（こども向け講座、成人向け講座など）を企画・運営していますが、その世代の利用は少ない傾向です。
- ・本市内における公民館の今後のあり方については、施設の老朽化に伴う見直しも含めて、継続して検討を進めていきます。
- ・そのうえで、複合施設の整備にあたっては、利用率の低い諸室や機能が重複している諸室の利用状況を考慮しつつ、現在の共和公民館の利用者団体にも以前と同様に利用していただける施設として整備することとします。

<老人福祉センターつきみ荘が有する高齢者福祉機能の集約化の考え方>

- ・つきみ荘の現在の主な利用目的（運動・体操・ダンス、カラオケ利用等）は現在の高齢者ニーズによるものであり、今後の本市における人口構造変化に応じて当該ニーズが多様化することも想定されます。
- ・したがって、つきみ荘の有する高齢者福祉機能は利用ニーズの変化に応じて既存建物の利用を停止し、代わりに、複合施設や市内でつきみ荘と類似機能（大広間等）を有する施設（湯かっこ等）を活用するなどにより、高齢者福祉機能を維持することとします。

※総合管理計画におけるアンケート分析結果（次頁参照）

- ・つきみ荘の利用者は、指定市在住（本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町）の60歳以上が多いが、アンケート調査を踏まえると、児玉地域の利用者は5%未満という状況である。
- ・利用目的・頻度・主な利用場所として、「運動・体操・ダンス」「週1~2回程度」「大広間」の回答割合が高く、同じ利用者が同じ目的でリピートしている状況が読み取れる。

(参考) 総合管理計画におけるアンケート調査結果 (抜粋)

| | |
|--|--|
| <p>アンケート回答者のお住いの地区 (小学校区)</p> <p>→児玉地域の利用者は5%に満たない。</p> | <p>老人福祉センターつきみ荘</p> <p>→合計 4.8%</p> |
| <p>アンケート調査時の当施設 (つきみ荘) の利用目的</p> <p>→運動・体操・ダンスとする回答が70.2%</p> | <p>老人福祉センターつきみ荘</p> <p>→70.2%</p> |
| <p>当施設 (つきみ荘) の利用頻度</p> <p>→週1~2回程度とする回答が56.1%</p> | <p>老人福祉センターつきみ荘</p> <p>→56.1%</p> |
| <p>アンケート調査時に施設内で主に利用した場所 (部屋)</p> <p>→大広間とする回答が78.1%</p> | <p>老人福祉センターつきみ荘</p> <p>→78.1%</p> |

(3) 複合施設で想定する導入機能・規模（案）

前節までの整理を踏まえ、プール拠点及び既存施設の各機能（生涯学習機能、運動・健康機能、地域交流機能、事務機能）を集約化した複合施設全体の機能・規模を以下のとおり設定します。

1) 生涯学習機能

生涯学習機能では、既存施設の機能を維持しつつ、現状の利用実態を踏まえ、複合施設においては、「会議用途」「多目的用途」として利用可能な以下の諸室の整備を行います。なお、「会議用途」については、一般利用者に加えてシルバー人材センターも利用できる諸室とします。

共和公民館やつきみ荘、シルバー人材センターの既存諸室である「和室」や「調理室」は、以下の理由により、複合施設への集約化対象としない方針とします。

| |
|---|
| <p>「和室」…既存施設で整備されているが、それぞれ稼働率が低い状態にある。</p> <p>既存施設における和室の利用実態はヨガ・フラダンス・舞踊等の運動系の利用が多く、複合施設で新たに整備する多目的室兼フィットネススタジオ（運動・健康機能）で代用可能である。</p> |
| <p>「調理室」…現状共和公民館で整備されており、整備予定地の周辺（800m 圏域）に類似機能を有する公共施設は存在しない状態にある。</p> <p>一方、既存の調理室の利用実態は、クラブ活動 1 団体が年 3 日程度利用している程度であることから、公共施設総量の削減の観点より、市内の他の公民館等（本庄南公民館、本庄児玉公民館、本庄ガス ECO はにぼんプラザ等）や調理室を有する民間施設を借用する等で代替する。</p> |

表 5-10 生涯学習機能として整備する諸室と規模（案）

| 整備する諸室 | 主な用途 | 規模 | 規模設定根拠 | 備考 |
|-------------------------|--|----------------------|--|---|
| 小会議室 | 会議、講座、研修、説明会、小規模団体のクラブ活動等 | 25.0 m ² | 既存施設（公民館会議室）と同等 | ・スクリーン ・音響設備 |
| 大会議室 | 会議、講座、研修、説明会、中～大規模団体のクラブ活動等 | 110.0 m ² | 既存施設（シルバー会議室 3）と同等 | ・スクリーン ・音響設備 ・可動間仕切り (2室に分割利用) |
| 多目的室兼 フィットネス スタジオ | 会議、講座、研修、説明会、運動系音楽系のクラブ活動（健康体操、ヨガ・フラダンス、舞踊、吹き矢、空手、カラオケ等） | 110.0 m ² | 既存施設（公民館集会室）と同等 | ・ダンス利用可能な音響設備・鏡の常設 ・防音仕様 ・可動ステージ |
| 備品倉庫 | 長机等の備品保管 | 15.0 m ² | 多目的室の面積 110 m ² の 13%(※) | ※新営一般庁舎面積算定基準より設定 |
| 利用者用更衣室 (男女) | 着替えを要する諸室等の更衣スペース | 15.0 m ² | 男女各 5 人程度が利用可能な広さ 1 人あたり 1.5 m ² | ※プール更衣室とは動線を分離 |

2) 運動・健康機能

新しく整備するプール拠点に加えて、複合施設を利用する多世代の健康増進を目的としたコーナーを新たに整備します。

表 5-11 運動・健康機能として整備する諸室と規模（案）

| 整備する諸室 | | 主な用途 | 規模 | 規模設定根拠 | 備考 |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--|-------------------------------|
| プール拠点 | 温水プール | 学校プール利用 一般プール利用 | 805.0 m ² | 25m×6 レーン | 水深 1.1m（プールフロアによる水深調整） |
| | 待合コーナー | | 79.2 m ² | 座位 0.66 m ² /人 | 120 人同時利用 |
| | 男子更衣室 | | 114.0 m ² | 更衣スペース 1.2 m ² /人、その他 42 m ² | トイレ・シャワー含む 120 人×2 クラス同時利用 |
| | 女子更衣室 | | 114.0 m ² | | |
| | 多目的更衣室 | | 35.0 m ² | 類似事例より | トイレ・シャワー含む |
| | 職員用更衣室 | | 20.0 m ² | 類似事例より | |
| | 監視員室 | | 27.0 m ² | 類似事例より | |
| | 救護室 | | 24.0 m ² | 類似事例より | |
| | 採暖室 | | 30.0 m ² | 類似事例より | 30 人程度が同時利用可能な規模 |
| | 器具庫 | | 55.0 m ² | 類似事例より | |
| | 見学スペース | | 37.8 m ² | 類似事例より | |
| 健康増進コーナー | 健康増進、高齢者機能回復 | 20.0 m ² | 5～6 人同時利用 | 有酸素マシン、健康器具、マッサージチェア、健康に関する情報発信等 | |

3) 地域交流機能

生涯学習機能や運動・健康機能の利用を目的とした利用者や地域住民が複合施設内で交流できるスペースとして確保します。また、プール拠点との複合化によりニーズが見込まれる売店スペースを確保します。

表 5-12 地域交流機能として整備する諸室と規模（案）

| 整備する諸室 | 主な用途 | 規模 | 規模設定根拠 | 備考 |
|----------------------|-------------------------------|----------------------|------------------------------|---------------------------|
| 売店スペース | お弁当や飲み物の販売・提供 | 20.0 m ² | 既存施設（つきみ荘売店・自販機・食品庫の面積合計）と同等 | |
| 交流スペース (飲食スペース含む) | 図書閲覧、団らん、飲食、各種情報発信、小規模イベントの開催 | 120.0 m ² | 60 人同時利用 | ・図書コーナー ・机・椅子・ソファを適宜配置 |

4) 事務機能

複合化する各機能の事務機能として必要な以下の諸室を整備します。

表 5-13 事務機能として整備する諸室と規模（案）

| 整備する諸室 | 主な用途 | 規模 | 規模設定根拠 | 備考 |
|----------------|--------------------------------------|---------------------|--|--|
| 共用事務室 | 複合施設全体の受付・事務 | 45.0 m ² | 職員 9 人程度 5 m ² /人 | ・施設長以外は机・椅子のフリーアドレスを採用 ・受付ハイカウンター |
| シルバー人材センター用事務室 | シルバー人材センター利用者向けの受付・事務 | 50.0 m ² | 職員 8 人程度 5 m ² /人+作業スペース | ・公共施設の床をシルバー人材センターへテナント貸し |
| 相談室 | シルバー人材センター利用者の就労相談、退会相談、施設管理者用会議・相談等 | 10.0 m ² | 2～3 人が面談可能 | ・シルバー人材センター用事務室の受付ローカウターの一部を半閉鎖型のパーティションで仕切る等による整備も可能。 |
| 共用ロッカー兼休憩室 | 施設管理者の着替え・休憩等 | 25.0 m ² | 職員 17 人を想定 | — |
| 湯沸室 | 給湯ほか | 5.0 m ² | 既存施設（シルバー湯沸室）と同等 | ・事務室付近に 1 室配置 |
| 共用倉庫 | 複合施設全体の消耗品・清掃用具等の保管 | 10.0 m ² | 適宜 | — |
| 倉庫・物品庫 | 貸出器具等の保管 | 8.0 m ² | 既存施設（公民館倉庫・物品庫）と同等 | ・利用者の直接出し入れも想定 |
| シルバー人材センター用倉庫 | シルバー人材センター利用者の各種用具等の保管 | 60.0 m ² | 既存施設（シルバー会議室 2、和室）と同等 | |

5) その他機能

その他、複合施設全体の機能として、「機械室」、「屋外倉庫」等を確保します。

表 5-14 その他機能として整備する諸室と規模（案）

| 整備する諸室 | 主な用途 | 規模 | 規模設定根拠 | 備考 |
|---------|----------------------|----------------------|------------------|-------------|
| 機械室 | 複合施設全体の電気系統等の管理 | 140.0 m ² | 類似事例より | — |
| ボイラー室 | 温水プールの熱源機器の管理 | 20.0 m ² | 類似事例より | — |
| 空調機械室 | 複合施設全体の空調系統の管理 | 27.0 m ² | 類似事例より | — |
| 便所（男女） | 一般利用者及び職員用 | 70.0 m ² | — | |
| 便所（多目的） | 一般利用者及び職員用 | 15.0 m ² | — | |
| 授乳室 | — | 15.0 m ² | — | |
| 屋外倉庫 | シルバー人材センターの外作業用器具の保管 | 55.0 m ² | 既存施設（シルバー外倉庫）と同等 | ・複合施設外に別途整備 |

6) 複合施設全体の規模

前述までに整理した内容より複合施設全体の規模は3,000 m²～3,300 m²を想定します。また、別棟としてシルバー人材センター用の屋外倉庫を約55 m²確保します。

表 5-15 複合施設全体の規模

| 機能名 | 規模※ |
|--------------------|------------------------------|
| 生涯学習機能 | 約 275 m ² |
| 運動・健康機能（プール拠点含む） | 約 1,360 m ² |
| 地域交流機能 | 約 140 m ² |
| 事務機能 | 約 215 m ² |
| その他機能 | 約 290 m ² |
| 専有面積小計 | 約 2,280 m² |
| 共用部（専有面積の35%） | 約 800 m ² |
| 複合施設の延べ面積合計 | 約 3,080 m² |
| 屋外倉庫 | 約 55 m² |

※各諸室の面積を合計し、1の位を調整

5.1.3. 駐車場の規模の整理

(1) 学校水泳授業送迎用バス駐車場

学校水泳授業送迎用バス駐車場は、1学年最大利用人数の120人をもとに3台（40人/台）とします。

(2) 一般利用者用駐車場

プール拠点機能やその他複合化対象の機能に係る一般利用者用駐車場の必要台数は、以下に示す試算結果のとおり、最大で122台（車いす使用者用駐車場台数3台を含む）となります。ただし、プール拠点におけるピーク時や既存施設（共和公民館やシルバー人材センター）の現状の駐車場需要を損なわないことを想定した最大限の試算結果であり、施設の複合化に伴う駐車場の共用化や各機能のピーク時間帯の分散により、122台は過大な設定となることが見込まれます。

現在の敷地条件（湾曲した敷地形状につき効率的な駐車場配置が困難であること）や複合施設の建築条件（「5.2.2 フロア構成の検討」にて整理するとおり、プール拠点機能をワンフロアで整備することを想定した場合、敷地面積に対して建築面積が一定程度割合を占めること）等を勘案すると、複合施設においては一般利用者用駐車場（車いす使用者用駐車場3台を含む）を最低限90台程度確保するものとし、施設の供用開始後、必要に応じて近隣の敷地を臨時駐車場として確保するなどにより、ピーク時の駐車場需要に対応することとします。

1) プール拠点の機能に係る駐車場台数

プール拠点の機能に必要な駐車場台数は、最大使用可能人数をピーク時利用者数として算出し、64台とします。

一般利用者用駐車場の必要駐車台数

= ピーク時利用者数×自家用車での来場率÷自家用車1台あたりの乗車人数

= 120人×80%÷1.5人/台

= 64台

○ピーク時利用者数

…最大利用可能人数より設定

○自家用車での来場率

…「総管理計画」における公共施設の利用者アンケート調査（施設への交通手段）より設定

○自家用車1台あたりの乗車人数

…大人1人での来場、親1人+子ども1人での来場を想定し1.5人/台を設定

2) その他複合化対象の機能に係る駐車場台数

プール拠点以外に複合施設に導入する機能及び規模は、既存施設（共和公民館・シルバー人材センター）と類似するため、生涯学習機能や事務機能等に必要な駐車場台数は、既存施設の駐車場台数（事務用駐車場含む）を想定し55台（共和公民館41台、シルバー人材センター14台）とします。

3) 車いす使用者用駐車台数

車いす使用者用駐車場は、全駐車台数が 200 台以下の場合には、当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た台数が必要となります。

プール拠点機能、その他複合化対象の機能に係る駐車台数を踏まえ、車いす使用者用駐車場は 3 台とします。なお、車いす使用者用駐車場の整備にあたっては、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく思いやり駐車場の設置に配慮します。

5.1.4. 想定利用者数（シルバー人材センターを除く）

プール拠点とその他複合機能における複合施設全体の想定利用者は、年間約 6.6 万人以上を想定しています。ただし、上記の想定利用者数にはシルバー人材センターを除きます。なお、指定管理者制度の導入による自主事業（スイミングスクールやイベント・講座の開催）等の努力を促すことで、更なる利用者数の増加を見込むことも期待できます。

□プール拠点の想定利用者数

学校水泳授業の想定利用者数（年間）【A】

＝本市内小学校の令和 11 年度推計児童数×年間水泳授業回数

＝2,342×4

＝9,368 人

※令和 11 年度推計児童数：令和 7 年 5 月 1 日時点の住民基本台帳に基づき算出

プール拠点の想定利用者数（年間）【B】

＝利用圏域の人口×参加率（10%）×平均参加回数（3.5 回/人・年）×計画施設の圏域内シェア

＝（78,569×0.5+30,343+13,359+11,039）×0.1×3.5×1

＝32,909 人/年

※都市公園技術標準解説書（令和 7 年度版）（一般社団法人日本公園緑地協会）における「プールの計画・設計」より設定

※利用圏域の人口及び計画施設の圏域内シェアの考え方



(地図出典：Copyright©NTT インフラネット株式会社 All Rights Reserved.)

- ・ 競合施設として「湯かっこ」を設定した。
 ※複合施設の特徴から公共性が高い「湯かっこ」を競合施設として設定した（会員制である「ドゥ・スポーツプラザ上里 24」及び「スウィン本庄スイミングスクール」は、利用者の特徴が異なることが想定されるため競合施設として設定しない。）
- ・ 競合施設の配置状況から、利用圏域は「本庄市」、「美里町」、「神川町」、「上里町」と設定し、利用圏域の人口は「本庄市」は人口の 50%、「美里町」、「神川町」、「上里町」は人口の 100%を設定した。
- ・ 利用圏域の人口は令和 2 年国勢調査結果より設定した。
- ・ 計画施設の圏域内シェアは、上記「利用圏域の人口」設定時において人口割合を考慮しているため、算定式中においては「100%（1）」とした。

□その他複合化機能の想定利用者数（年間）

プール拠点以外のその他複合化機能（生涯学習機能、運動・健康機能（健康増進コーナー）、地域交流機能）における既存施設の利用状況を踏まえて設定。ただし、シルバー人材センターの利用者数は含まない。

その他複合化機能の想定利用者数（年間）【C】

$$\begin{aligned}
 &= \text{過去 3 年間の共和公民館の利用者数の平均} \\
 &+ (\text{過去 3 年間のつきみ荘の利用者数} \times \text{整備予定地周辺の小学校区の利用率}) \\
 &= 8,230 + (13,349 \times 4.8\%) \\
 &= \underline{\underline{8,871 \text{ 人/年}}}
 \end{aligned}$$

※つきみ荘の整備予定地周辺の小学校区の利用率とは、総合管理計画におけるアンケート調査結果より、つきみ荘利用者のうち児玉小学校区、金屋小学校区、秋平小学校区、共和小学校区に在住する利用者の利用割合（4.8%）を指す。

※過去 3 年間：令和 4 年度～令和 6 年度

■機能の複合化を考慮した利用者数

【複合施設全体の想定利用者数（年間）】

$$\begin{aligned}
 &= \text{学校水泳授業の想定利用者数【A】} + \text{プール拠点想定利用者数【B】} \\
 &+ (\text{その他複合化機能想定利用者数【C】} \times \text{複合化による利用者増加率※}) \\
 &= 9,368 + 32,909 + (8,871 \times 2.7) \\
 &= \underline{\underline{66,229 \text{ 人/年}}}
 \end{aligned}$$

※複合化による公民館機能の利用者増加率

他都市事例（こざかい葵風館（愛知県豊川市）の生涯学習施設・児童館部分の増加率より設定）

5.2. 施設計画の検討

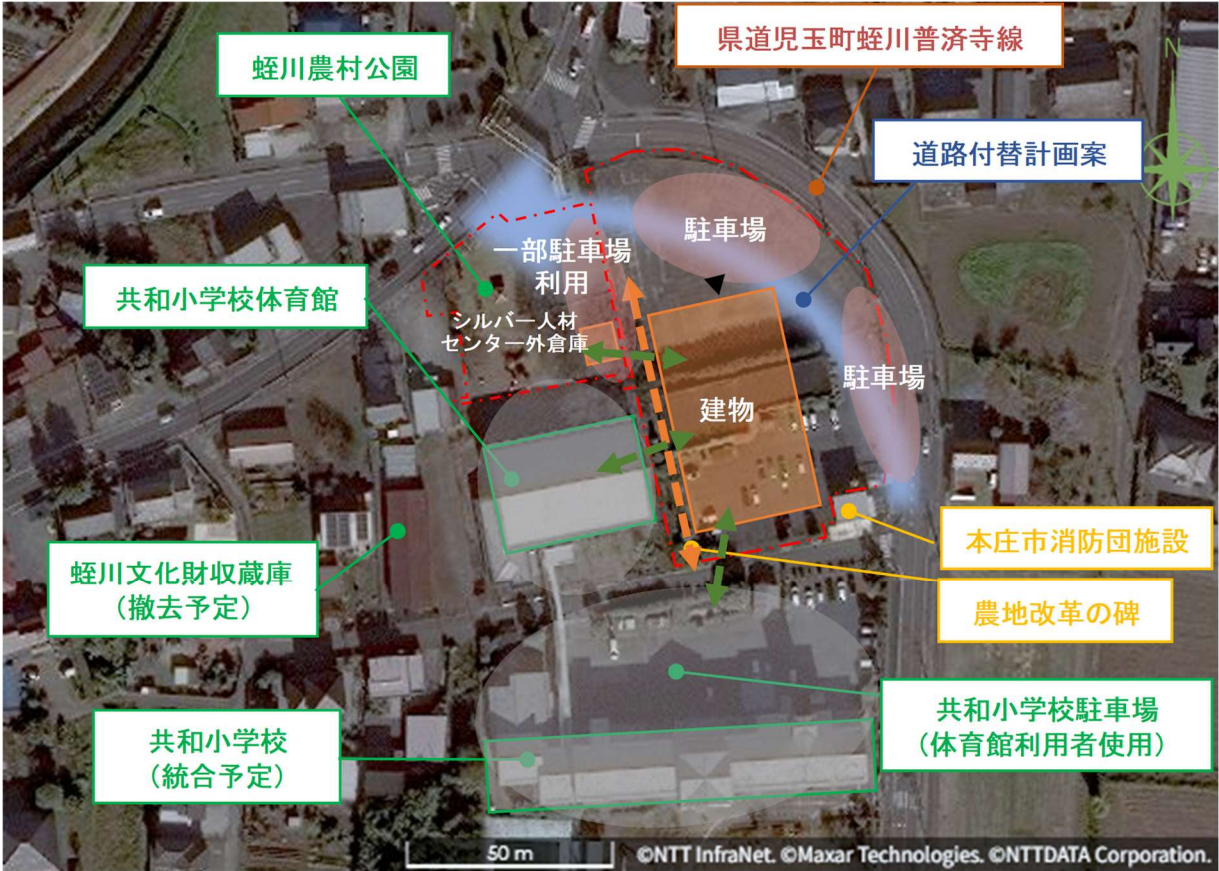
5.2.1. ゾーニング上の留意点

ゾーニングにおける留意点を以下に示します。

| |
|--|
| 留意点 1：県道の道路付替えや右折レーンの設置に伴う将来的な敷地面積縮小を考慮した建物配置 |
| <ul style="list-style-type: none">● 将来的に県道児玉町蛭川普濟寺線の道路付替えを行う可能性もあり、その場合、整備予定地が縮小することが予想される（現状の道路付替計画案は、敷地南東から北東にかけて横断する想定で検討が進められているが、本事業における建物施設配置によって、今後道路付替計画案との調整が発生する）。● 道路付替えを行わない場合であっても、右折レーン設置に伴う道路拡幅により、整備予定地の敷地面積は縮小することが予想される。● 一方、複合施設の主用途である温水プールは整形で大きい面積を必要とする機能であり、関連諸室（更衣室や監視員室、採暖室、救護室、器具庫等）は、施設運営にあたっての利便性や学校水泳授業における児童・生徒の安全・安心等の観点から温水プールと同フロアに配置することが望ましく、建築面積は1,800㎡程度が必要となる。● プール拠点の施設運営における利便性を確保しつつ、建物が現道拡幅案の計画線上に位置する範囲を最小限とするため、できる限り建物を南西寄りに配置する。 |
| 留意点 2：消防団施設や石碑を避けた建物配置 |
| <ul style="list-style-type: none">● 整備予定地の南東角に「本庄市消防団施設」が配置していることから、建物配置については施設を避けたうえでゾーニングを行うものとする。● 整備予定地の南西角に「農地改革の碑」が配置している。石碑が位置する場所は、建物配置上、建物の裏手（敷地南側）から駐車場側（敷地北側）へ車両が通り抜けられるよう敷地内通路を配置する可能性が高く、通行の妨げになる場合は、本石碑を移設又は撤去することも想定する。 |
| 留意点 3：周辺施設・利用者の利便性に考慮した駐車場配置 |
| <ul style="list-style-type: none">● 道路からの大型バスを含む車両の乗り入れを考慮し、駐車場は北側及び東側の敷地に配置する。● 安全性を考慮して、小学校（体育館）出入口が設置されている敷地南側道路を通過する車両が少なくなるよう、駐車場（一般車用・管理者用・バス用）の配置を検討するため、都市公園を廃止する蛭川農村公園の敷地について、既存の遊具等を残して一部駐車場として活用することも想定する。● 県道からスムーズな出入りが可能な位置に出入口を設置する。また、敷地への出入口は周辺住民の徒歩での利用を踏まえ歩行者専用の出入口を設ける。 |
| 留意点 4：共和小学校（体育館含む）、蛭川農村公園等との関係性を意識した建物内の諸室配置 |
| <ul style="list-style-type: none">● 建物と駐車場の位置関係や大型バスによる児童・生徒の送迎のしやすさを踏まえて、利用者の出入りがスムーズとなるよう建物のメインエントランスを配置する。● 一方、整備予定地周辺は、南側に共和小学校、西側に共和小学校体育館や蛭川農村公園が位置しており、複合施設が整備されることで周辺の公共施設との相乗効果を生み出すことが期待される。● ゾーニング・フロア構成・施設計画にあたっては、複合施設のにぎわいが建物の外に向かって開くように建物内の諸室配置を検討する。 |

留意点 3
 周辺施設・利用者の利便性に
 考慮した駐車場配置

留意点 1
 県道の道路付替え、右折レーン設置に伴う将来的な敷地面積縮小を考慮した建物配置



留意点 4
 共和小学校 (体育館)、
 蛭川農村公園等との
 関係性を意識した建物内の諸室配置

留意点 2
 消防団施設や石碑を避けた建物配置

(空中写真出典 : Copyright©NTT インフラネット株式会社 All Rights Reserved., DigitalGlobe Inc)

図 5-1 留意点を踏まえたゾーニング (案)

5.2.2. フロア構成の検討

(1) 諸室配置の考え方

導入機能・規模を踏まえ、諸室配置の考え方とそれらを反映した機能相関図を以下に示します。

<施設全体>

- 受付機能を有する共用事務室を介して、利用者は各機能へアクセスする。
- 学校水泳授業の時間帯においては、児童・生徒の安全・安心面に配慮して、プール拠点とその他の機能は動線を分離する（学校水泳授業時間以外は動線を分離する必要はない）。

<生涯学習機能・地域交流機能>

- 什器備品等の貸出等の頻度が高いため、倉庫・物品庫へのアクセスを重視する。
- 誰もがアクセスしやすい諸室として、エントランス付近に配置する。

<運動・健康機能>

- プール利用者は更衣室を介して温水プールへアクセスする。
- 監視員室、器具庫は共用事務室からのアクセスを重視する。
- 健康増進コーナーは学校水泳授業中も一般利用者がアクセスできるように、プール拠点との動線を分離する。

<事務機能>

- 共用ロッカー、共用倉庫、湯沸室は共用事務室、シルバー人材センターの双方からのアクセスを重視する。
- シルバー人材センター職員及び会員がセンターの事務室から容易にアクセスできるように、各種倉庫、相談室、地域交流機能（交流スペース等）、生涯学習機能（会議室等）を配置する。

<駐車場・外構>

- 大型バスは雨にぬれず児童・生徒が建物に出入りできるように、車寄せを確保する。
- 屋外イベント等の開催可能性も踏まえて、エントランス付近の駐車場や外構の一部は屋根付き（ピロティ等）とする。

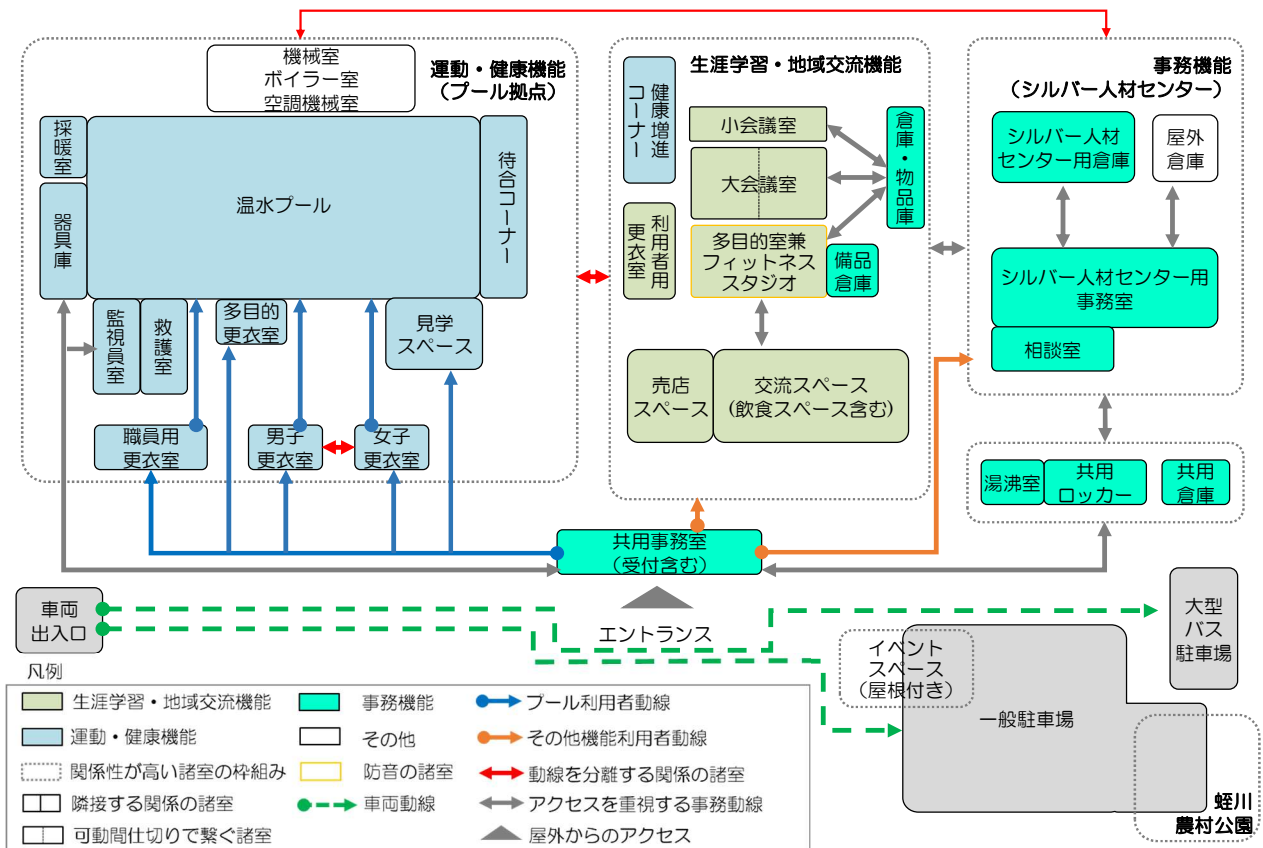


図 5-2 諸室配置の考え方（機能相関図）

(2) ゾーニングを踏まえたフロア構成

本事業で整備するプール拠点とは、以下に示すとおり、温水プール及び関連諸室を同一階に配置した場合、建築面積として概ね1,800㎡程度が想定されます。

ゾーニング上の留意点2を踏まえると、極力、敷地南西側に建物を配置し県道の道路付替計画を避けた配置とすることが望ましく、建築面積の最大は1,800㎡とすることが想定されます。

したがって、運動・健康機能（プール拠点）をワンフロア、その他の機能（生涯学習機能、運動・健康機能のうち健康増進コーナー、地域交流機能、事務機能）をワンフロアとして、2階建ての建物とすることが想定されます。

表 5-16 フロア構成の考え方（案）

| 配置フロア | | 機能分類 | 専有面積 | フロア面積 (交通部分含む) |
|-----------|-------------------------|-----------------|----------|--------------------|
| 複合施設 | プール拠点 フロア | 運動・健康（プール拠点） | 1,341.0㎡ | 1,341㎡ (1,810㎡) |
| | 生涯学習・ 地域交流・ 事務フロア | 会議 | 135.0㎡ | 935㎡ (1,270㎡) |
| | | 多目的 | 140.0㎡ | |
| | | 運動・健康（健康増進コーナー） | 20.0㎡ | |
| | | 販売 | 20.0㎡ | |
| | | 交流 | 120.0㎡ | |
| | | 事務 | 213.0㎡ | |
| その他（機械室等） | 287.0㎡ | | | |
| 複合施設外 | 屋外倉庫 | 55.0㎡ | 55.0㎡ | |

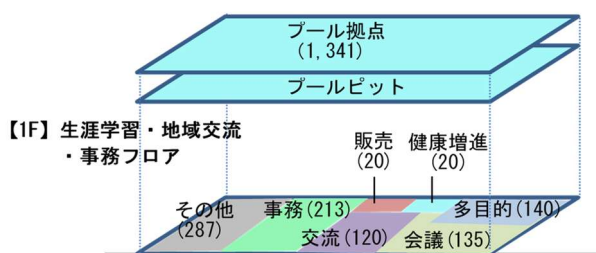
(3) プール配置階の検討

前節に示す「プール拠点フロア」「生涯学習・地域交流・事務フロア」を2階建てで整備するにあたり、「プール拠点フロア」の配置階によって、メリット・デメリットが異なります。

具体的には、プール拠点フロアを2階に配置する案は、利便性や設計自由度の面では優位となりますが、構造、設備負荷が大きくなります。一方、プール拠点フロアを1階に配置する案は、構造、設備負荷がもう一案と比べ小さいですが、柱配置割に制限があり2階の設計自由度が小さいこと、プールピットの掘削範囲が広く、埋蔵文化財の影響を受けやすいという懸念点があります。

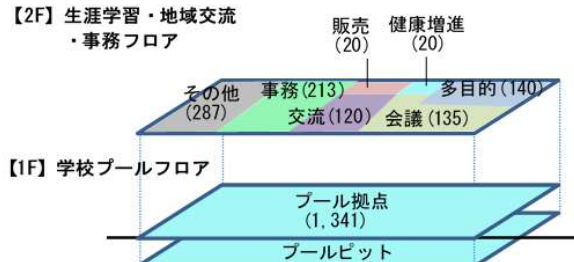
具体的なプール配置階の検討を次頁に示します。

【2F】 プール拠点フロア



<プールフロア拠点2階案>

【2F】 生涯学習・地域交流・事務フロア



<プール拠点フロア1階案>

図 5-3 プール拠点フロアの配置階の比較

表 5-17 プール配置階の検討パターンごとのゾーニング比較

【メリット】 【デメリット】

| パターン | プール拠点フロア2階案 | プール拠点フロア1階案 | |
|---------|--|---|---|
| イメージ | <p><1階プラン> <2階プラン></p> | <p><1階プラン> <2階プラン></p> | |
| 建築面積 | 約 1,736 m ² | 約 1,792 m ² | |
| 延床面積 | 約 3,118 m ² ※ピロティ部分を駐車場等で使用し、面積算入となる場合：3,584 m ² | 約 3,080 m ² ※屋上が床面積不算入の場合 | |
| 駐車台数 | 89 台 (車いす使用者用 3 台含む) + ピロティ 10 台分 + 大型バス 3 台 | 90 台 (車いす使用者用 3 台含む) + 大型バス 3 台 | |
| 利便性 | 一般利用時 | <ul style="list-style-type: none"> 【複合利用の促進○】 一般利用時は不特定多数が利用する目的性の高い機能（プール）が上階に位置することで、すべての利用者が1階の地域交流機能に触れ合う可能性が高くなる。 【柔軟な利用方法の提供○】 建築面積の小さい機能が1階に配置されることでピロティ空間等を創出しやすくなり、屋根付きの駐車場や駐輪場としての利用や屋外イベントスペースとしての活用が可能。 | <ul style="list-style-type: none"> 【複合利用の促進△】 プール利用を目的とした一般利用者は、上階の地域交流機能等に触れ合う可能性が低くなる。 【利用者（特に高齢者）の移動円滑化△】 高齢者の利用等が見込まれやすい生涯学習機能やシルバー人材センターが上階に位置し、高齢者等の上階への移動頻度が多い。 |
| | 水泳授業時 | <ul style="list-style-type: none"> 【利用者（特に児童・生徒）の移動円滑化△】 学校水泳授業時は、児童・生徒（最大 120 人）の上階への移動が同時時間帯に発生する（授業後は水濡れや疲弊による転倒・転落リスクが発生しやすい）。 | <ul style="list-style-type: none"> 【利用者（特に児童・生徒）の移動円滑化○】 転倒・転落リスクが発生しにくい。 【利用者（特に児童・生徒）のプライバシー確保△】 1階にプールがあることで学校授業時間帯に、誤って一般利用者が侵入してしまうリスクが発生しやすい（ただし、動線分離・施錠管理の考え方による）。 |
| | 管理者 | <ul style="list-style-type: none"> 【事務動線・空間の最適化○】 1階にプール受付や施設全体事務室をまとめて配置でき、管理が行いやすい。 【事務動線・空間の最適化○】 建築面積の小さい機能が1階に配置されることで、メインエントランスとは別に事務用出入口等を確保する余裕がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 【事務動線・空間の最適化△】 プール受付（1階）、施設全体事務室（2階）が分離し、受付管理が行いづらい。 【搬入動線の簡素化△】 機械室・倉庫等が上階に位置し、搬入にエレベーターを使用する必要がある。 |
| 周辺との関係性 | <ul style="list-style-type: none"> 【プラン検討の容易性○】 生涯学習機能、地域交流機能が1階に配置され、外構や周辺との連携を取るプラン案を作りやすい。また、将来的な周辺施設の連携を考慮して裏口を設けるなど、工夫の余地がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 【にぎわいの見える化△】 1階機能は内に閉じた室（機能）が多く配置されており、大きな開口部を確保できないなど、にぎわいを周辺に見せることが難しい。 | |
| 構造 | <ul style="list-style-type: none"> 【プラン検討の容易性○】 無柱空間が最上階に来るため、柱を配置しやすい。 【構造の合理性・経済性△】 荷重が大きい機能が上階に来るため部材断面が大きくなる。 【経済性△】 プールピット階が必要になり階高が上がる。 | <ul style="list-style-type: none"> 【プラン検討の容易性△】 無柱空間が最下階に位置し、柱配置の難易度が上がる。 【構造の合理性・経済性○】 荷重が大きい機能が下階に来るため他に比べ部材断面が小さくなる。 【埋蔵文化財の影響△】 プールピット分掘削深度が深くなるため、埋蔵文化財の影響を受けやすくなる。 | |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> 【設備メンテナンスの容易性△】 プール設備更新のための機械搬入デッキが必要。 【漏水の懸念△】 漏水のリスクが高い（ただし、選定する材料による）。 【経済性△】 送水距離が長くなりポンプアップの容量が大きくなる。 | <ul style="list-style-type: none"> 【設備メンテナンスの容易性△】 プール設備更新のためのドライエリアが必要。 【漏水の懸念○】 漏水による影響範囲が少ない。 【経済性○】 送水距離が短く済みポンプの容量が上階に比べ小さく済む。 | |
| 評価 | 利便性：◎ 周辺との関係性：◎ 構造負荷：大 設備負荷：大 | 利便性：△ 周辺との関係性：△ 構造負荷：小、設備負荷小 | |

5.3. その他の事項

5.3.1. 防災機能

共和公民館は指定緊急避難場所（災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所）となっています。共和小学校が指定緊急避難場所及び指定避難所（災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための施設）であることを踏まえ、複合施設は共和公民館と同様に指定緊急避難場所として指定する想定です。

また、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づいた耐震安全性の目標を設定します。

表 5-18 耐震安全性の目標

| 部位 | 分類 | 耐震安全性の目標 |
|-------|------|--|
| 構造体 | I類 | 大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 |
| | II類 | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。 |
| | III類 | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。 |
| 非構造部材 | A類 | 大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。 |
| | B類 | 大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。 |
| 建築設備 | 甲型 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。 |
| | 乙型 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。 |

(出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説)

表 5-19 対象施設ごとの耐震安全性の目標

| 対象施設 | | 耐震安全性の目標 | | |
|------|---|----------|-------|------|
| | | 構造体 | 非構造部材 | 建築設備 |
| (1) | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。 | | | |
| (2) | 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設 | I類 | A類 | 甲類 |
| (3) | 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設 | | | |
| (4) | （2）及び（3）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設 | II類 | A類 | 甲類 |
| (5) | 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設 | I類 | A類 | 甲類 |
| (6) | 病院であって、（5）に掲げるもの以外の官庁施設 | II類 | A類 | 甲類 |
| (7) | 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。） | II類 | A類 | 乙類 |
| (8) | 学校、研修施設等であって、（7）に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。） | II類 | B類 | 乙類 |
| (9) | 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設 | | | |
| (10) | 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設 | I類 | A類 | 甲類 |
| (11) | 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設 | II類 | A類 | 甲類 |
| (12) | （1）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの | III類 | B類 | 乙類 |

（出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説）

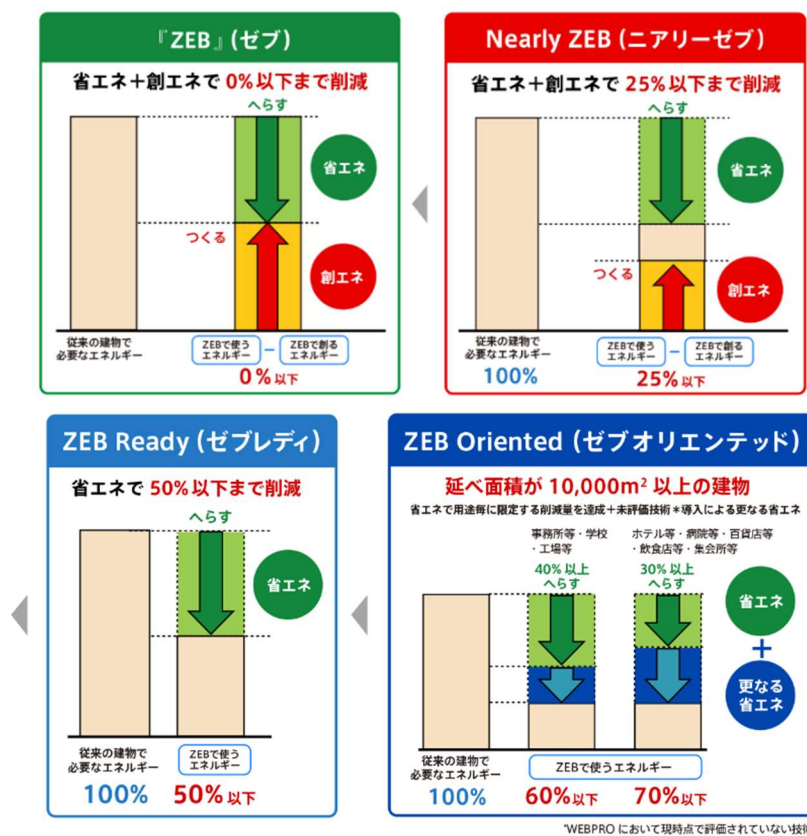
5.3.2. 環境配慮（ZEB化）

本庄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和5年3月改定）では、温室効果ガス排出量の削減目標を令和9年度において平成25年度比で42%削減を定めています。また、地球温暖化対策計画の中期目標を踏まえ、令和12年度において平成25年度比で51%の削減を目指しています。

同計画では「省エネルギーの推進」として「エネルギー消費効率の高い機器及び設備の導入」や「施設の設計、施工における配慮」として「再生可能エネルギーシステムの導入の推進」の取り組みを進めることが示されています。

また、令和7年4月より原則全ての新築で省エネ基準適合が義務化され、大規模な非住宅建築物の省エネ基準が引き上げられました。

上記に関連して、費用対効果を踏まえてZEB（Net Zero Energy Building）化及びZEB化水準の検討を進めます。



（出典：ゼブ・ポータル（環境省））

図 5-4 ZEBの定義

5.3.3. デジタル化

本庄市総合振興計画後期基本計画（令和5年3月策定）における「行財政経営分野」の分野別施策として「行政のデジタル化の推進」が示されています。本事業においても、「利用者が使いやすい施設」、「維持管理運営がしやすい施設」、「地域課題の解決を牽引する施設」を目指し、ICT等の技術（キャッシュレス決済、RTK基地局の設置検討等）を活用していきます。

5.3.4. 生活機能

周辺自治会からの要望を受け、資源物の拠点回収場所や郵便ポストの設置等の周辺住民の方の生活機能の導入を検討します。また、共和公民館が有している情報発信機能（行政情報・イベント情報・観光情報等）や選挙時の投票所としての機能は引継ぎ維持することを想定します。

6. 事業手法

6.1. 施設整備手法

複合施設整備にあたり適用が考えられる事業手法としては、従来方式のほかに「設計・建設・維持管理・運営」業務について一括発注を行う「PFI方式」や「DBO方式」、「設計・建設」業務について一括発注を行う「DB方式」等が考えられます。

なお、「PFI方式」や「DBO方式」、「DB方式」は事業者選定に係る期間の確保が必要であり、本複合施設の供用開始時期（令和11年9月予定）を踏まえると適用が難しいことが想定されます。したがって、本事業については従来方式にて整備を進めることを検討します。

表 6-1 事業手法の整理

| 事業手法 | 説明 |
|-------|---|
| 従来方式 | 設計・建設・維持管理・運営の各業務を個別発注する一般的な方式。 |
| PFI方式 | 公共施設等の建設、運営、維持管理等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI方式で実施する。 |
| DBO方式 | 資金調達には行政が行うが、設計、建設、長期運営まで一括して民間企業が行う手法である。PFI方式に準じた方式である。行政の資金調達能力を活用し金利コストを低減でき、更に民間事業者の経営能力及び技術能力を活用し、建設費・運営費等の縮減効果が期待できる。 |
| DB方式 | 一つの企業あるいは事業者が一体的に設計と施工を実施するものうち、設計の契約と工事の契約を同時に行う方式である。 |

表 6-2 従来方式・PFI方式等の事業スケジュールの比較

| 年度 | R8 | | | R9 | | | | R10 | R11 | R12 | R13 |
|-------|-------------------------|-----|-------|-------|-----|-----|-------|--------------|-----|-----|-----|
| | 4~6 | 7~9 | 10~12 | 1~3 | 4~6 | 7~9 | 10~12 | 1~3 | | | |
| 従来方式 | 基本+実施+積算 確認申請 (1.5年) | | | | | | 入札 | 建設 (2年) | | | |
| PFI方式 | 導入可能性調査 | | | 事業者募集 | | | | 設計・建設 (2.5年) | | | |
| DBO方式 | 導入可能性調査 | | | 事業者募集 | | | | 設計・建設 (2.5年) | | | |
| DB方式 | 導入可能性調査 | | | 事業者募集 | | | | 設計・建設 (2.5年) | | | |

6.2. 維持管理・運営手法

複合施設の維持管理・運営については、本市の直営で実施するほかに指定管理者制度を適用することが考えられます。また、指定管理者制度は事業者の資金の回収形態の違いにより、「サービス購入型」「独立採算型」「混合型（ジョイントベンチャー型）」の3つに事業類型に分類されます。

基本計画の策定にあたり実施した民間事業者へのヒアリング調査では、指定管理者制度の導入について、「導入できる可能性がある」と一定数の民間事業者が回答しました。今後、継続して民間事業者へのヒアリング調査を実施するとともに、指定管理者制度の導入の是非、本市と指定管理者の役割分担の検討を進めます。

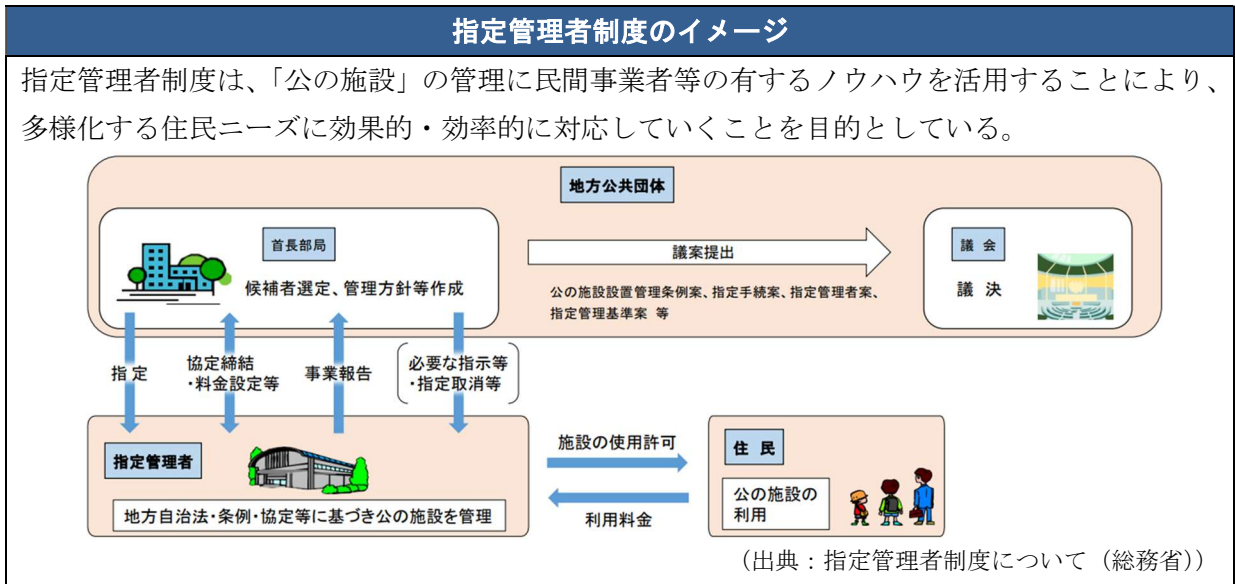


表 6-3 事業類型の概要

| | |
|------------------------------|---|
| サービス購入型 | <p>民間事業者が提供する維持管理・運営等の公共サービスに必要な資金を行政が民間事業者にサービス対価として全額支払う。</p> |
| 独立採算型 | <p>維持管理・運営等の公共サービスに必要な資金を民間事業者が施設利用者等から利用料金等として徴収し、行政は一切負担しない。</p> |
| 混合型 (ジョイントベンチャー型) | <p>サービス購入型と独立採算型を合わせた事業類型で、維持管理・運営等の公共サービスに必要な資金は、民間事業者が施設利用者から利用料金等として徴収するとともに、一部の費用については、行政がサービス対価として民間事業者を支払う。</p> |

表 6-4 本市と指定管理者の役割分担（案）

| 業務内容 | | 市 | 指定管理者 | シルバー人材センター | |
|--------|---|-------|-------|------------|--|
| 維持管理業務 | 建築物保守点検業務 | | ● | | |
| | 建築設備保守点検業務 | | ● | | |
| | 外構等管理業務 | | ● | | |
| | 備品等管理業務（シルバー人材センター） | | | ● | |
| | 備品等管理業務（その他一般） | | ● | | |
| | 修繕・更新業務 | 経常修繕 | △※1 | ● | |
| | | 大規模修繕 | ● | | |
| | 清掃業務 | | ● | | |
| | 警備業務 | | ● | | |
| | 環境衛生管理業務 | | ● | | |
| 運営業務 | 学校水泳授業業務（バス送迎含む） | △※2 | ● | | |
| | 運動・健康機能（プール拠点（一般開放時）） | | ● | | |
| | 運動・健康機能（健康増進コーナー）、 生涯学習機能、地域交流機能（交流スペース） | | ● | | |
| | 地域交流機能（売店） | | ● | | |
| | シルバー人材センター | | | ● | |

※1：経常修繕については、その1件当たりの修繕金額に応じて本市の負担とすることも検討。

※2：学校水泳授業の実施にあたっては、指導員・バス送迎員の人材確保にあたって、全てを指定管理者の人材を活用する方針とするか、調整が必要。

（参考）市と指定管理者の役割分担に対する意見（民間事業者意向調査結果より）

- 指定管理者制度の導入は可能との意見は多いが、昨今の人件費や光熱水費の高騰を踏まえたリスク分担が前提となっている。事業類型としては、学校水泳授業等の固定業務を市からの指定管理料の支払いで賄い、プールの一般利用や生涯学習利用、自主事業で民間ノウハウを発揮する「混合型」が最も合理的であるとの見解で各社一致している。
- 市と指定管理者の役割分担（案）については、維持管理・運営業務の「修繕・更新業務」、運営業務の「学校水泳授業業務（バス送迎含む）」、「地域交流機能（売店）」に対して、それぞれ以下の意見が挙げられた。
 - ・「修繕・更新業務」については、1件当たりの修繕費用の金額で負担区分（100万円以上の修繕は市が実施する）を分けてほしい。
 - ・「学校水泳授業業務（バス送迎含む）」については、安全面や燃料費等の高騰のリスクがあることから「バス送迎」は指定管理者の業務範囲に含むのではなく、別途市にて業務委託を実施することが望ましい。
 - ・「地域交流機能（売店）」については、指定管理者が独立採算で実施することに対して、有人店舗にこだわらない売店の設置であれば「実施可能」とする意見と、人件費や在庫を抱えるリスクがある等の理由により「困難」とする意見がそれぞれ挙げられた。

7. 概算事業費

7.1. 概算事業費の算定

プールの整備事例や指定管理実績等を参考に、それぞれ単価設定し概算費用を算定しました。施設整備費は調査設計、解体工事を含めて事業全体で約31億円～34億円程度が想定されます。また、維持管理・運営費は、年間あたり1.5～1.6億円程度が見込まれます。ただし、経年劣化とともに修繕費用がかさむことが想定されますが、本概算費用の算定には含まれていません。

表 7-1 施設整備費（概算）

| 費目 | 金額（税抜） | 備考 |
|------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 各種調査費 | 8,000千円 ～9,000千円 | 敷地測量・地質調査を含む （埋蔵文化財調査費を除く） |
| 設計業務費 | 148,000千円 ～168,000千円 | 基本設計・実施設計を含む |
| 工事監理業務費 | 57,000千円 ～63,000千円 | — |
| 建設工事費 | 2,842,000千円 ～3,118,000千円 | 複合施設・屋外倉庫・外構・駐車場・什器備品含む |
| 解体工事費 | 46,000千円 | 共和公民館の解体に係る費用を見積から設定 |
| 施設整備費（合計） | 3,101,000千円 ～3,404,000千円 | |

※施設整備費は複合施設の延床面積を3,000㎡～3,300㎡の範囲内で想定した場合で算定している。

表 7-2 維持管理・運営費（概算）

| 費目 | 金額（税抜） | 備考 |
|--------------------------|-----------------------------------|---|
| 維持管理業務費 （光熱水費を除く） | 27,000千円/年 ～30,000千円/年 | プールの整備事例（指定管理実績）より、単価の平均値を採用 建築物保守点検費、建築設備保守点検費、外構等管理費、備品等管理費、修繕費（※）、清掃費、警備費、環境衛生管理業務費（プール）を含む |
| 光熱水費 | 36,000千円/年 ～40,000千円/年 | プールの整備事例（指定管理実績）より、単価の平均値を採用 |
| 維持管理業務費（小計） | 63,000千円/年 ～70,000千円/年 | |
| 人件費 | 62,000千円/年 | 民間意向調査結果等より複合施設に必要な人員数を設定し算定 |
| バス送迎費 | 16,000千円/年 | 湯かっこにおける学校水泳授業業務委託実績より算定 ※1日当たりの授業コマ数による |
| その他運営費 （人件費、バス送迎費を除く） | 9,000千円/年 ～10,000千円/年 | プールの整備事例（指定管理実績）より、単価の平均値を採用 広報・印刷製本費、備品購入費・消耗品費、保険料、その他雑費を含む |
| 運營業務費（小計） | 87,000千円/年 ～88,000千円/年 | |

※維持管理業務費のうち、修繕費には概ね100万円/件以上の経常修繕や大規模修繕費は含んでいない。

7.2. 施設整備に係る財源

7.2.1. 国による施設整備補助制度

複合施設の整備にあたっては、「地域未来交付金（地域未来推進型）」や「学校施設環境改善交付金」の活用が考えられます。

各交付金の概要を以下に示します。

表 7-3 国による施設整備補助制度

| 項目 | 地域未来交付金（地域未来推進型） | 学校施設環境改善交付金 |
|-------------------|---|--|
| 制度概要 | 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しすることを目的に創設された。 | 公立学校施設は、児童・生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割も果たし、その安全性を確保することは極めて重要であることから、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、国が交付金として地方公共団体へ交付するもの。 |
| 本事業への活用が想定される事業区分 | 拠点整備事業 | 地域水泳プールの新改築 |
| 交付期間 | 原則 3 か年度以内（最長 5 か年度） | 施設整備計画に記載された交付対象事業が学校施設環境改善交付金を受けて実施される年度から当該施設整備計画の終了する年度まで |
| 交付上限額 | 10 億円/事業（市区町村・拠点整備事業） | 定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加えた額（水泳プール：水面積 600 m ² 、附属室：床面積 100 m ² ） |
| 補助率 | 1 / 2 | 地域スイミングセンター：1 / 3 ※他の公共施設との複合化・集約化を行う場合の地域スイミングセンターは 1 / 2 |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策を公表することとしている。 | <ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる施設の面積を踏まえると地域未来交付金（地域未来推進型）比較して交付金額の観点から不利となる可能性がある。 共用部分については、専用する面積に応じて比例按分し、社会体育施設の面積のみ補助対象となる。 |

7.2.2. 起債

複合施設整備の財源として、公共施設等適正管理推進事業債の活用を検討します。公共施設等適正管理推進事業債は、総合管理計画等に位置付けられた公共施設の集約化・複合化事業に対して 90% 充当することが可能です。

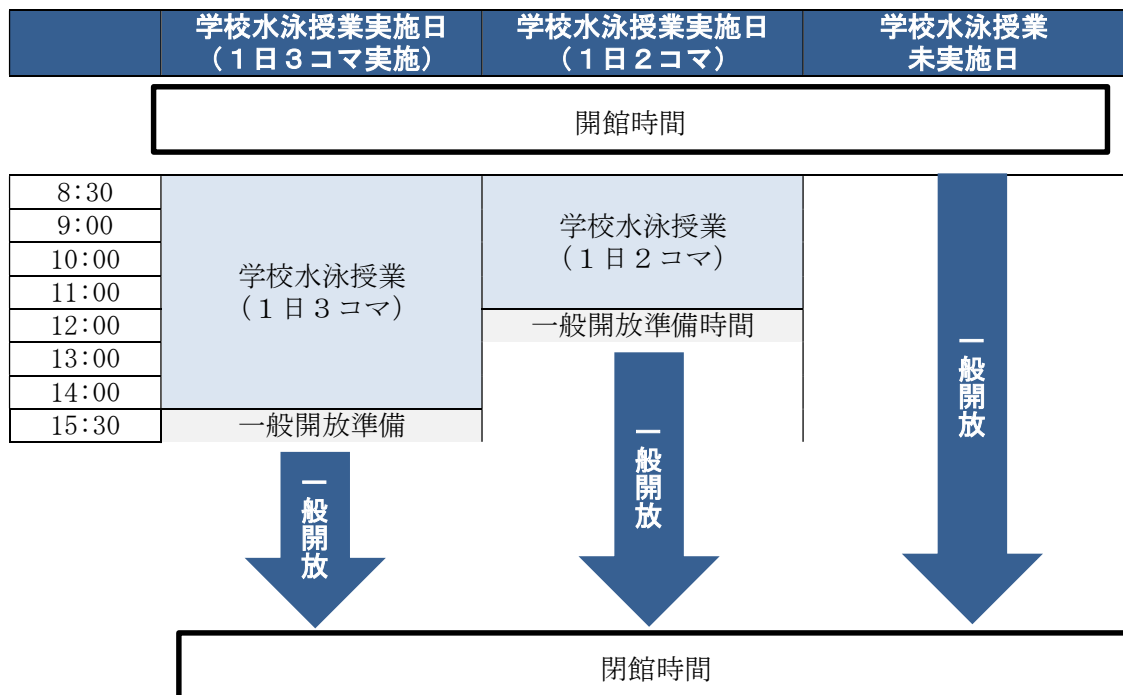
8. 運営計画

8.1. 開館時間・休館日の考え方

市民のライフスタイルや季節ごとの利用需要に柔軟に対応できるよう、利便性の確保を最優先に開館時間・休館日を設定します。具体的な設定にあたっては、近隣類似施設の運営状況を参考にするとともに、指定管理者制度を導入する場合には、指定管理者の専門的なノウハウや提案を十分に踏まえ、効率的かつ効果的な運営体制となるよう検討を進めます。

なお、学校水泳授業実施時のプール拠点における一般開放の考え方は以下のとおりです。プール拠点の一般開放は、学校水泳授業終了後を想定しています。

表 8-1 プール拠点における学校水泳授業と一般開放の考え方



(参考) 開館時間・休館日に対する意見 (民間事業者意向調査結果より)

- 「健康・運動機能」、「生涯学習機能」、「地域交流機能」とともに開館時間・閉館時間を合わせるべきとの回答が多く、開館時間は9時から10時、閉館時間は20時30分から22時までの回答があった。また、祝日については閉館時間を早めてもよいとの意見が複数社から挙げられた。
- 学校水泳授業終了後から一般開放までに必要な準備時間は、水深調整や清掃等を考慮し、1時間程度必要であるとの回答が最も多い。
- 設備の点検や運営費の削減の観点から、週1日の休館日(平日)を設けることが望ましいとの意見が多い。なお、学校水泳授業の年間スケジュールの関係で週1日の休館日を設定することが難しい場合は、一般利用を対象とした休館日を設定(学校水泳授業が終了した夕方以降を休館)することが望ましいとの意見が挙げられた。

8.2. 利用料金の考え方

施設の安定的な運営とサービスの質を維持する観点から、受益者負担の原則に基づき適正な料金水準を検討します。具体的な設定にあたっては、近隣類似施設の相場を踏まえ、公共料金検討委員会へ諮問し、慎重な議論を経た上で最終決定します。

参考として、近隣類似施設としてプール3施設及び本庄ガス ECO はにぽんプラザの利用料金設定を示します。

表 8-2 近隣類似施設（プール）における利用料金設定

| 施設名 | 料金体系 | |
|------------------------------|---|------------------------------------|
| 児玉郡市広域市町村圏組合立 余熱利用施設 湯かっこ | ■ 4時間まで 大人：600円 こども・シルバー：300円 | ■ 1日 大人：1,000円 こども・シルバー：500円 |
| | ■ プールプログラム こどもの部：4,500円/月 成人の部：3,300円/月 | |
| 民間プールA | ■ 月額会員制 幼児・学童コース：7,480円～9,350円 親子コース：4,400円～7,810円 等 | |
| 民間プールB | ■ 月額会員制 フルタイム会員：10,670円 シニアデイトタイム会員：6,820円 学生会員：7,150円 等 | |

表 8-3 近隣類似施設（本庄ガス ECO はにぽんプラザ）における使用料設定

| 部屋名 | 床面積 | 利用の 目安 | 概要 | 利用単位 | 使用料 |
|-----------|------|-----------|------------------------------------|------|------|
| 多目的ホール | 380㎡ | 212人 | ピアノ/昇降式ステージ/大型鏡/軽運動可 | 1時間 | 650円 |
| 展示ホール | 225㎡ | | 簡易音響設備/展示パネル | 1時間 | 380円 |
| 活動室A | 55㎡ | 25人 | 土足禁止/活動室Bと一体利用可/軽運動可 | 1時間 | 140円 |
| 活動室B | 55㎡ | 25人 | 土足禁止/活動室Aと一体利用可/大型鏡/軽運動可 | 1時間 | 140円 |
| 活動室C | 40㎡ | 16人 | | 1時間 | 100円 |
| 活動室D | 55㎡ | 30人 | 活動室Eと一体利用可/キッチンスタジオと連携可/飲食可 | 1時間 | 140円 |
| 活動室E | 85㎡ | 48人 | 活動室Dと一体利用可/キッチンスタジオと連携可/簡易音響設備/飲食可 | 1時間 | 200円 |
| 活動室F | 55㎡ | 25人 | | 1時間 | 140円 |
| 活動室G | 55㎡ | 24人 | | 1時間 | 140円 |
| フィットネスルーム | 90㎡ | 30人 | 土足禁止/大型鏡/簡易音響設備 | 1時間 | 220円 |
| キッチンスタジオ | 65㎡ | 16人 | 活動室D・Eと連携可/飲食可 | 1時間 | 150円 |
| IT活動室 | 95㎡ | 25人 | スクリーン/プロジェクター/電源付テーブル/簡易音響設備 | 1時間 | 230円 |
| アトリエ | 55㎡ | 16人 | 流し台/作品棚/飲食可 | 1時間 | 140円 |
| 音楽スタジオA | 70㎡ | 21人 | 防音壁(声楽想定)/簡易録音設備/ピアノ | 1時間 | 170円 |
| 音楽スタジオB | 45㎡ | 15人 | 防音壁(ドラム等想定)/簡易録音設備 | 1時間 | 110円 |
| 和室 | 45㎡ | 12人 | 土足禁止/畳(12畳)/水屋/飲食可 | 1時間 | 110円 |
| 控室A | 10㎡ | 4人 | 洗面台/飲食可 | 1時間 | 30円 |
| 控室B | 10㎡ | 4人 | 流し台/飲食可 | 1時間 | 30円 |
| 2階展示スペース | 85㎡ | | 展示パネル/ピクチャーレール | 1時間 | 無料 |

10.事業実施に向けた留意点・課題

10.1. 設計段階における課題

(1) プールフロアの設置階の検討

基本計画においては、「利便性」、「周辺との関係性」、「構造」、「設備」の観点から、プールフロアの設置階の定性的な評価を行いました。設計段階では定性的な評価に加えて、プールフロアの設置階による建設費を定量的に評価したうえで、総合的な観点からプールフロアの設置階を決定する必要があります。

(2) 誰もが安全・安心に使える施設設計

複合施設は学校水泳授業と生涯学習機能等の一般利用が混在する時間帯があることから、学校水泳授業利用者と一般利用者の動線を明確に分けることで、安全性を確保する必要があります。また、施設の利用率の向上のため、誰もが気軽に立ち寄ることができるファサードの工夫が必要です。

蛭川農村公園には学童保育が隣接しており、公園内では子どもたちが遊んでいます。蛭川農村公園内への駐車場の整備に際しては、こどもの安全性を十分に確保した設計が必要です。

(3) 埋蔵文化財の発掘による事業スケジュールの延伸

整備予定地は埋蔵文化財包蔵地であり、設計業務期間において埋蔵文化財の試掘調査を予定しています。埋蔵文化財の試掘調査の結果、本発掘調査が必要となった場合、事業スケジュールを延伸する可能性があります。

(4) 排水経路の検討

整備予定地は公共下水道処理区域外のため、浄化槽の設置等の適切な排水処理・経路を検討する必要があります。

10.2. 工事段階における課題

(1) 周辺道路への配慮

整備予定地の南側道路（市道 869 号線及び市道 869 号線の延長部分（通路））は生活道路となっております。また、整備予定地の東側に接道する県道児玉町蛭川普済寺線は共和小学校の通学路に指定されているため、工事期間中でも近隣住民や児童の通行に対する配慮が必要です。

(2) 工事期間の延伸リスク及び開館準備期間の確保

複合施設は令和 11 年 9 月の供用開始を目指して事業を進めていますが、昨今の建設資材の高騰や人手不足、働き方改革等の要因により工事期間が延伸する可能性があります。一方で、令和 11 年 9 月の供用開始を踏まえると開館準備期間を確保する必要があり、可能な限り前倒しのスケジュールで工事を行う必要があります。

したがって、工事スケジュールの管理を徹底するとともに工期短縮に資する工法の選択等が必要です。

10.3. 維持管理・運営段階における課題

(1) 指定管理者の公募条件の精査

基本計画の策定にあたり実施した民間事業者の意向調査では、複合施設への指定管理者制度の導入について前向きな意見が挙げられました。なお、指定管理者制度の適用にあたっては、昨今の人件費や光熱水費の高騰を踏まえたリスク分担が前提となっています。また、学校水泳授業業務のバス送迎については、指定管理者の業務範囲外としてほしいとの意見が多く挙がっています。

したがって、指定管理者の公募にあたっては、実績に見合った予算の確保や物価や賃金の上昇に対応できるスライド条項の採用、指定管理者の業務範囲等について適切な条件の設定が必要です。

(2) 開館時間・休館日の検討

市民のライフスタイルや季節ごとの利用需要に柔軟に対応できるよう、利便性の確保を最優先に開館時間・休館日を設定する必要があります。具体的な設定にあたっては、近隣類似施設の運営状況を参考にするとともに、指定管理者制度を導入する場合には、指定管理者の専門的なノウハウや提案を十分に踏まえ、効率的かつ効果的な運営体制となるよう検討していきます。

(3) 利用料金の検討

施設の安定的な運営とサービスの質を維持する観点から、受益者負担の原則に基づき適正な料金水準の検討が必要です。具体的な設定にあたっては、近隣類似施設の相場を踏まえ、公共料金検討委員会へ諮問し、慎重な議論を経た上で最終決定します。

10.4. その他の課題

(1) 財源確保の方法の検討

「7.2. 施設整備に係る財源」に記載の交付金や公共施設等適正管理推進事業債を活用して、本市の財政負担の平準化を図りながら施設整備を進められるよう、財源確保の方法についても引き続き検討していきます。



本庄市共和公民館跡地施設基本計画

本庄市 企画財政部 資産マネジメント推進課
〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3
電話:0495-71-5086 FAX:0495-22-0602